

平成 25 年度
自 己 点 検 評 価 報 告 書

平成 26 (2014) 年 5 月
東海学院大学
自己点検・評価推進特別委員会

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	10
基準 3 経営・管理と財務	46
基準 4 自己点検・評価	55
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	62
基準 A 社会貢献	62

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東海学院大学の建学の精神・基本理念

東海学院大学の建学の精神は、「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」である。本学の前身は昭和 56(1981)年に設立された東海女子大学であり、平成 19(2007)年 4 月に男女共学化して東海学院大学と名称を変更した。

本学の歴史は、昭和 20(1945)年に故神谷一三初代理事長と故神谷みゑ子前学園長の両名によって設立された岐阜高等服飾女学校に始まる。そして昭和 36(1961)年に学校法人神谷学園の設立が認可されると、両氏は昭和 38(1963)年に、家政科で構成される東海女子短期大学を開学した。この東海女子短期大学の建学の精神は「広く国際的な視野に立つ社会性、創造性と行動力豊かな女性の育成」であった。両氏は戦後の復興期にあつて女性が自立という状態からほど遠い存在であることをみて、女性であっても専門・技術を持てば男性と同じように経済力を持つことができると信じ、また時の大蔵大臣の認可を得て服飾研究のために欧州 8 ヶ国歴訪の際、ヨーロッパの女性が自立して社会の中でいきいきと活躍している姿を目の当たりにして、日本人女性も自立心と国際感覚を持つべきことを痛感し、こうした建学の精神を打ち立てた。昭和 56(1981)年、女子高等教育をさらに進めるために設立した東海女子大学もこの精神を継承し、そして共学化されて東海学院大学となった今もこの精神を堅持している。

大学は高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成する責務を持つが、近年では、社会のグローバル化や教育のユニバーサル化によって、社会からは即戦力となる者が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになった。そこで本学はこうした状況に鑑みて、「建学の精神および確固とした専門知識を身に付けた人材を育成すること」を教育の基本理念とし、これを達成するための教育内容、教育環境の整備に努めている。

2. 東海学院大学の使命・目的

東海学院大学の使命・目的は、「広く知識を授け深く専門の学術を教授研究して、国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材を育成する」ことである。

平成 19(2007)年 4 月、東海学院大学は半世紀にわたる高等教育の歴史を受け継ぎ建学の精神を堅持して、男女共学の大学として新たなスタートを切った。これは社会全体が、男女共同参画型の共生社会に向かって変貌し始めたことに加え、これと同調するかのようになり強まった地域社会からの共学化の要望に応えたものであった。産学官の連携が強化され、高校と大学の連携などに行政が積極的に関与しはじめ、県内の大学によるコンソーシアムが構築され、地域住民の参加する生涯学習の機会が増えた。こうした中、地域に開かれた大学として建学の精神を実現するためには、共学化の実施は必然的な流れであった。

この男女共学化によって本学は建学の精神を「女性の自立」「女性の国際感覚の育成」から「自立のための人間教育」「国際感覚を備えた教養人の育成」へと変更した。とはいえ基本理念および使命・目的は一貫している。

3. 東海学院大学の個性・特色

東海学院大学は建学の精神のもと、学生の自立と国際感覚の育成の達成に四半世紀励んできた。この間培った「国際感覚を養うための実践的教育」、「文武両道精神に則った教育」、そして「豊かな創造性を育むための実践的教育」は、本学の個性・特色である。

(1) 国際感覚を養うための実践的教育

まず、「国際感覚を養うための実践的教育」としては、イギリス・ケンブリッジ校 (Cambridge Academy of English、以下 CAE と称する。)の活用があげられる。CAE は本学が英国ケンブリッジに所有・経営する語学学校であり、昭和 50(1975)年に開校された。CAE は一年長期留学研修をはじめとする各種のプログラムを設けて、留学生を迎えてきた。いっぽう本学の附属図書館は、英国留学や CAE に関する図書や資料を集めた「ケンブリッジ・コーナー」を設け、学生の国際感覚の養成を図っている。

また本学は、米国のニューヨーク州立ファッション工科大学 (F.I.T.) やハワイ州立大学など多数の外国大学と姉妹校提携し、スタッフの学術交流、留学生交換などの交流を深めてきた。平成 6(1994)年の附属図書館開館の記念式典には、英国元首相のマーガレット・サッチャー女史を招き、「M. サッチャー女史とのふれあい交流会」を開いた。

(2) 文武両道精神に則った教育

つぎに本学の「文武両道精神に則った教育」は、行動力豊かな人材を育成するための実践的教育である。本学は開学以来スポーツの振興に力を注いできた。この甲斐あって、多くの学生が学業の傍ら部活動に励んで文武両道の精神を育み、バドミントン、ホッケー、軟式テニス、硬式テニス、ソフトボール、バレーボール、剣道などの競技においてトップレベルの活躍をし、県内のスポーツを牽引している。バドミントン、ホッケーでは日本代表レベル、世界レベルの選手を輩出し、オリンピック選手も出した。この文武両道の精神は学生の協調心や自立心を高め、全人教育に大きな役割を果たしている。

(3) 豊かな創造性を育むための実践的教育

「豊かな創造性を育むための実践的教育」には「東海芸術祭」の実施があげられる。東海芸術祭は毎年秋に開催するもので、音楽や美術の感性を育てるために、時には学生も参加する音楽演奏会、学生の作品を含む美術展覧会なども開き、教員と学生が共同して作り上げている。

以上の実践的教育は、本学の伝統、校風から生まれ出たものであり、いずれも学生教育において教養、社会性、感性などを高める特性をもつ。こうして本学は、教育研究のみならず学生生活の面でも建学の精神が成就されるよう努めている。

II. 沿革と現況

1. 東海学院大学の沿革

東海学院大学は、昭和 20(1945)年に設立された岐阜高等服飾女学校を発祥とし、昭和 38(1963)年に開設された東海女子短期大学、昭和 56(1981)年に開設された東海女子大学を継承して平成 19(2007)年に誕生した。

東海学院大学の前身である東海女子大学は、はじめ文学部に英米文化学科と人間関係学科の2学科を置く構成でスタートした。英米文化学科の設置は、高度経済成長期以前から国際化教育を標榜し、英国に語学学校を擁し、幅広い視野でグローバルに行動する若人の育成を目的とした本学園の精神を具現したものである。人間関係学科は「教育学、心理学、社会学という従来の区分では複雑化する社会に生きる人間像を理解・分析することが難しくなってきたため、新たに複数の視点を設定して人間総体の理解に努める」ことを教育目的とした学科である。また平成4(1992)年には、「美学、美術学、美術史、諸芸術、情報の科学的観点から美の本質や芸術の原理を教育研究する」美学美術史学科を設置した。平成6(1994)年には短期大学と共用の附属図書館を開館し、平成12(2000)年には総合福祉学科を設置した。平成14(2002)年には、関連する研究教育を整理統合して、英米文化学科と美学美術史学科を基礎とする総合文化学科を設置した。

文学部人間関係学科は、建学の精神に則り、「人間に関わる諸科学の領域から諸問題を総合的、科学的に把握し、心理学、社会学、教育学の3分野に専攻において、それぞれの専門領域から人間の個人的及び社会的行動の発達と陶冶について研究教育していく」ことが目的であったが、それをさらに昇華させるためには、人間関係学科を学部とし専攻分野を設けることが必要となった。このため平成14(2002)年に人間関係学部を設置し、学部の中に人間関係学科と新たな心理学科を置いた。

平成17(2005)年には社会的ニーズの変化に対応すべく、文学部を総合福祉学部に変更するとともに総合文化学科の募集を停止した。これによって学部の教育目的はますます明確なものとなった。平成18(2006)年には人間関係学部人間関係学科の募集を停止し、子ども学科を開設した。翌平成19(2007)年には、男女共同参画社会の浸透に伴う社会情勢の変化を受けて男女共学化を実施した。

平成20(2008)年には、総合福祉学部を健康福祉学部と名称変更し、新たに食健康学科を開いた。平成21(2009)年には、人間関係学部子ども学科を子ども発達学科と名称変更した。

本学は、研究機関としての機能を明確にし且つ次代の研究者や専門的職業人を養成するために、平成10(1998)年に英米文化専攻と人間文化専攻から成る大学院文学研究科修士課程を開設した。現在の大学院は、地域の社会的ニーズを反映して平成19(2007)年に名称変更し、人間関係学研究科修士課程臨床心理学専攻となっている。

東海学院大学の主な沿革は以上の通りで、現在は、法人本部、大学、大学院、短期大学部（平成20年名称変更）、第一及び第二附属幼稚園、CAEの7つの機関から成る学園の中心的教育研究機関となっている。

学園・大学の主な沿革

- 昭和 20年 岐阜高等服飾女学校開校
36年 学校法人神谷学園設立
38年 東海女子短期大学創設 家政科 設置
39年 東海女子短期大学 家政科被服専攻、食物専修 設置
41年 東海女子短期大学 英文科、初等教育科 設置
45年 米国コロラド州テンプルビューエル・カレッジ（現コロラドウィメン

- ズ・カレッジ) と姉妹校締結
- 47年 東海女子短期大学附属東海第一幼稚園 開設
- 48年 東海女子短期大学 児童教育科 設置
- 50年 英国にケンブリッジ・アカデミー・オブ・イングリッシュ (CAE) 開校
- 53年 東海女子短期大学附属東海第二幼稚園 開設
- 54年 米国ニューヨーク州立ファッション工科大学と姉妹校締結
- 56年 東海女子大学創設 文学部英米文化学科、人間関係学科 設置
- 59年 米国ハワイ州立大学ヒロ校、ハワイ・ロア大学、ホバートアンドウィリアムスミス大学と姉妹校締結
- 62年 米国ゴールデンステート大学、ホノルル大学と姉妹校締結
- 平成 4年 文学部美学美術史学科 設置
- 6年 東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館 竣工
- 10年 大学院文学研究科修士課程 (英米文化専攻、人間文化専攻) 設置
- 12年 文学部総合福祉学科 設置
- 14年 文学部英米文化学科と美学美術史学科を募集停止、これを基礎として文学部総合文化学科 設置
- 文学部人間関係学科を募集停止し、これを基礎として人間関係学部 設置 心理学科 人間関係学科 設置
- 15年 文学研究科修士課程英米文化専攻 廃止
- 17年 文学部を総合福祉学部に変更 文学部総合文化学科 募集停止
- 18年 人間関係学部 人間関係学科 募集停止 子ども学科 設置
- 19年 男女共学化により東海女子大学を東海学院大学へと名称変更
- 大学院文学研究科修士課程人間文化専攻を人間関係学研究科修士課程臨床心理学専攻に変更 臨床心理士資格認定協会第一種指定校として認定
- 20年 総合福祉学部を健康福祉学部に変更、食健康学科 設置
- 東海女子短期大学を東海学院大学短期大学部に変更
- 韓国国立春川教育大学校と協定締結
- 郡上高等学校、関高等学校、加茂農林高等学校との高大連携協定の締結
- 各務原市 (教育委員会・健康福祉部) との連携に関する協定締結
- 岐阜県産業経済振興センターと本学で「岐阜県内の中小企業支援に関する協定書」の締結
- 21年 人間関係学部子ども学科を子ども発達学科に変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東海学院大学
- ・ 所在地 岐阜県各務原市那加桐野町 5 丁目 68 番地

- ・ 学部の構成

健康福祉学部	総合福祉学科
	食健康学科
人間関係学部	心理学科
	子ども発達学科
- ・ 大学院の構成

大学院（修士課程）	人間関係学研究所	臨床心理学専攻
-----------	----------	---------
- ・ 学生数、教員数、職員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学部の学生数

学部等名又は学科名		収容定員数	入学者数	在籍者数
健康福祉学部	総合福祉学科	320	43	178
	食健康学科	320	—	118
	食健康栄養学科		67	134
人間関係学部	心理学科	480	91	457
	子ども学科	320	—	5
	子ども発達学科		81	261
(合 計)		1,440	282	1,153

大学院の学生数

大学院研究科・専攻名	収容定員数	入学者数	在籍者数
人間関係学研究所 臨床心理学専攻	14	10	21

教員数

学部等名又は学科名		専任教員数
健康福祉学部	総合福祉学科	12
	食健康学科	22
人間関係学部	心理学科	18
	子ども発達学科	19
人間関係学研究所	臨床心理学専攻	2
(合 計)		73

* 授業を担当しない教員及び助手を除く

職員数

職種	職員数
正職員	23
その他	1
(合計)	24

* 法人本部職員の発令者 1 人の大学業務を 0.5 とカウントする

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の使命・目的は、建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」に基づき、学校法人神谷学園寄附行為に「教育基本法及び学校教育法に従い、大学その他の施設を設置して、教育および研究を行い、並びに国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする」と定めている。そして平成 25 年度に改正した東海学院大学学則（以下学則という）第 3 条に、学是を「ひとづくり」と掲げ、これからの教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成する。」と明示している。

また大学院の使命・目的は、学則第 70 条に「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

本学は 2 学部 4 学科から成っている。各学部学科の人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学則第 50 条に次のように定めている。

- ① 健康福祉学部は、学是「ひとづくり」の理念に立脚し、共生・健康・福祉・栄養の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

総合福祉学科は、人間の生活を福祉や生活支援といった面から学び、暖かな心を持った豊かな人間性を育むとともに、専門的な知識や実践的な技術を身につけた人材の育成を目的とする。

食健康栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。

- ② 人間関係学部は、学是「人づくり」の理念に立脚し、家族、学校、地域社会、企業などにおける人間関係の中で起こる、複雑で多様な心の問題、子どもの発達とその社会的、文化的環境の問題などについて学ぶことで、心理学の領域や子ども学の領域における専門的知識と技能を修得し、これらの諸問題に取り組むことのできる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

心理学科は、多様で複雑な現代社会における心の形成、人間関係の諸問題に、心理学を通して取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、心理学の基礎知識と研究法を修得するとともに、実験・社会心理学、教育・発達心理学、

臨床心理学などの分野における専門的な知識と技能を備え、社会や家庭が直面する心の諸問題に対し、その専門性を応用できる人材の育成を目的とする。

子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻く子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学の専門家の育成を目的とする。

また本学大学院、臨床心理学専攻の教育研究上の目的は、学則第 71 条【資料 1-1-5】に次のように定めている。

臨床心理学専攻は、心の問題に取り組み、解決に努めると共に、予防活動を展開できる人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。そのため臨床心理学領域の専門的知識と技量、および豊かな人間性を有する人材を育成していく。

以上のとおり本学は、使命・目的及び教育目的に具体性と明確性があり、かつそれらを簡潔に文章化し、ホームページや『学生便覧』等において記載している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

2010 年代は大学改革の時代である。本学は設立基盤となった東海女子短期大学の創設から数えるとすでに半世紀以上が経過し、この間不断に大学の改善を進めてきた【資料 1-1-6】。しかし急速な時代の変化を受けて、現在本学では、責任ある高等教育機関としてさらなる質的転換を検討している。学部、大学院とも、建学の精神を温めつつ、時代の要請に迅速に応える。そして学則及び諸規程をさらに整備し、これを確実に運用していくことが今後の課題である。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、「我が国の高等教育の将来像」（中央教育審議会答申 平成 17 年 1 月 28 日）に示された大学の機能別分化のうち「幅広い職業人養成」を選択し、各学部学科及び大学院はこれをふまえて教育目的を明確にするとともに、基準 2 に述べる 3 つの方針（① 学位授与の方針：ディプロマポリシー、② 教育課程の内容・方法の方針：カリキュラム

ポリシー、③入学者受入れの方針：アドミッションポリシー）を掲げて教育課程を運用している。各学部学科の個性・特色は、資格の取得とりわけ国家資格の取得に重点を置き、このために教育内容に工夫を加えていることにある。この個性・特色は『CAMPUS GUIDE』に明示し、またホームページでもこれを伝えている。その概要は次のとおりである。

健康福祉学部の総合福祉学科では、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家資格取得を目指し、少人数指導と資格受験対策講座によって確実に実践力を身に付けることができる。食健康栄養学科では、管理栄養士の国家資格取得を第一目標とし、同時に医療現場で役立つ高度な専門科目を学ぶことができる。

人間関係学部の心理学科では、認定心理士資格を取得し、臨床現場や教育現場で活躍できる知識とスキルを身に付けることができる。子ども発達学科では小学校教諭、幼稚園教諭、保育士などの資格取得を目指し、教育現場で必須となるピアノ技能を十分に習得することができる。

大学院では臨床心理士資格の取得を目指し、本学の心理臨床センターに設置された心理相談室で実践的研究を行うことができる。

また「社会性および創造性と行動力豊かな人材」を育成するものとして、子ども発達学科で行っている、「あそびの森」活動や「東海えほんの森」活動をあげることができる。これらの活動は、学生のコミュニケーション能力を高めるとともに、地域に住む親子らと交流を深め、地域社会に貢献している。

このように本学は、学校教育法第85条（目的）、大学設置基準第2条（教育研究上の目的）及び40条の4（大学等の名称）その他関連する法令に基づいて使命・目的を定め、かつこれに基づく適切な教育研究活動を展開していると判断する【表3-2（大学の運営および質保証に関する法令等の遵守状況）】。本学は、法令を遵守して使命・目的を達成するために、学長・学部長・研究科長及び各学科長・附属図書館長・大学教育研究開発センター長・事務局長らで組織する東海学院大学自己点検・評価推進特別委員会を設置して、つねに法令への適合の点検評価を進めている。

急速に変化する社会状況等に対応して、本学は絶えず点検評価を進め、改善を行っている。2010年度には各学部学科について3つの方針を明確に定めた。2012年度には食健康学科を食健康栄養学科に名称変更し、カリキュラムの見直しを行った。また健康福祉学科の収容定員を400名から320名に変更した。2013年度には、子ども発達学科に特別支援学校教諭の課程を設けた。2013年度には学則の改正も行い、大学および大学院の質的転換を迅速に進めることができる教育研究組織等の体制を再構築した。こうしたことから、本学は社会情勢等の変化に十分対応していると判断する。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的ならびに3つの方針は、社会情勢をよく観察し、絶えず点検評価して改善を進めている。本学の運営に関する重要事項は、東海学院大学役職者会議によって検討される。この東海学院大学役職者会議は、2014年度以降に向けて、学科の再編も視野に入れた抜本的な教育課程の改革を検討中である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は大学運営に関する重要事項、中期計画、年度計画に関する事項（法人の運営協議会の審議する事項を除く）を審議する機関として東海学院大学役職者会議を設置している。この会議は、学長・副学長・附属図書館長・学部長・大学院研究科長・学科長・及び大学事務局の部長以上の職にある者またはそれに準ずる者で組織され、ここで審議された結果は理事長に報告あるいは答申される。

教育に関する事項を審議する機関として、大学教育研究開発センター、心理臨床センター、保健センター、学生支援センター、国際教育センターを置き、これらのセンターを束ねるものとして学内共同教育研究施設運営委員会を設置している。学内共同教育研究施設運営委員会は、東海学院大学学長・短期大学部学長・大学学部長・短期大学部学科長・大学研究科長及び各学科長・附属図書館長・各センター長・大学及び短期大学部事務局長またはそれに準ずる者によって組織され、ここで審議された結果は理事長に報告あるいは答申される。

上のセンターのうち大学教育研究開発センターは、とりわけ教育に関わる組織であり、全学教育、教育改善及び大学教育全般のあり方に関する研究を行うとともに、全学共通教育を運用する。このセンター長及び各専門部門を担当する教職員は、学長の意見を聴いて理事長が任命する【大学教育研究開発センター規則】。

学則を始めとする教学関係の重要事項は、その内容に応じて上記の主要機関ならびに教授会もしくは研究科委員会で審議され、とくに重要な事項については、理事会において審議・決定される。こうした機関及び委員等の配置によって、使命・目的及び教育目的は、法人役員と学部、大学院の教職員の間に周知され、十分な理解と支持を得ていると判断する。

学外に向けては、使命・目的及び教育目的は、『CAMPUS GUIDE』、ホームページ等によって伝えている。学内に向けては、『学生便覧』、『履修のてびき』によって示している。そして学長がオープンキャンパス、教育後援会でこれを説明し、教職員が入学ガイダンス時、そして1年次の基礎ゼミ科目の中でこれを詳しく説明している。これらによって学内外に十分周知されていると判断する。

使命・目的及び教育目的は、上述したように東海学院大学自己点検・評価推進特別委員会が常に点検評価し、東海学院大学役職者会議が中長期的計画及び3つの方針を策定している。したがって教育に関わる重要事項には全て、使命・目的、教育目的が十分に

反映されていると判断する。3つの方針については基準2で説明する。

本学は図1-3-1のように学部学科、研究科等を構成し、それぞれの専門領域に応じた教育研究活動を行っている。この図はホームページに示している。各教育研究活動は、上述した委員会やセンターによって綿密にサポートされている。以上のことによって、使命・目的及び教育目的と教育研究組織には整合性があると判断する。

(図1-3-1) 組織図



(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性については、社会情勢を観察しながら絶えず検証し、必要に応じて見直しを図っていく。基準1-2 使命・目的及び教育目的の適切性の項で述べたとおり、現在、2014年度以降に向けて、学科の再編も視野に入れた抜本的な教育課程の改革を検討中である。また大学院に関しても改革を検討中である。

[基準1の自己評価]

本学は建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を開学以来堅持し、教育研究組織を構築してきた。そしてこの建学の精神に基づいて、使命・目的及び教育目的を明確にし、さらに3つの方針を定めて、大学内外に周知しつつ教育研究活動を行っている。この教育研究活動は、関係法令に適合していることはもとより、学内外の理解と支持を受け、社会の変化に対応している。

以上の事実を総合的に判断した結果、本学は基準1「使命・目的等」の基準を満たしていると判断する。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受け入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知（平成 25 年度の入学者に対するもの）

本学の学部・学科のアドミッションポリシーは、表 4-1-1 の通り、建学の精神を骨子として明確に構成されている。現在、アドミッションポリシーは、入学試験要項と大学ホームページに記載し学外への周知を図っている。

人間関係学研究科（臨床心理学専攻）のアドミッションポリシーは表 4-1-2 に示したが、学生募集要項やホームページ内の大学院ページに掲載し周知を図っている。

表 4-1-1 学部・学科のアドミッションポリシー

<p>本学の建学の精神『国際的な視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成』を理解し、幅広い教養と高い専門知識と技術を身につけ、地域社会に貢献しようとする人材を求めます。特に自分の能力を活かし、積極的に学ぶ意欲と自己の成長を目指す強い意志の持ち主の入学を歓迎いたします。</p>		
健康福祉学部	<p>健康福祉学部では、人々の生活に密着した健康、福祉、栄養などの領域を多面的に学び、学んだ専門領域で活躍できる行動力豊かな人材の養成を目指します。健康、福祉、食生活などの諸問題に関心を持つ人材の入学を歓迎します。</p>	
	総合福祉学科	<p>高齢者、児童、障害者などに対する支援に関心を持ち、積極的に関わろうとする意欲と熱意のある学生を求めます。また他者に対する理解や配慮と福祉に関する専門的な知識を学ぶことで、社会福祉士などの「福祉の専門家」として働くことを希望する学生を求めます。</p>
	食健康学科 (～平成 23 年度)	<p>食生活や栄養・健康について興味や関心を持ち、これらの領域を深く学んでみたいという積極的な意欲と熱意、そして科学的探究心を持った心豊かな学生を求めます。そして、修得した知識・技術を生かして医療、福祉、教育、食品などの領域で「食と健康の専門家」として活躍したいと考える学生を求めます。</p>
	食健康栄養学科 (平成 24 年度～)	<p>食生活や栄養・健康について興味や関心を持ち、これらの領域を深く学んでみたいという積極的な意欲と熱意、そして科学的探究心を持った心豊かな学生を求めます。そして、修得した知識・技術を生かして医療、福祉、教育、食品などの領域で「食と健康の専門家」として活躍したいと考える学生を求めます。</p>
	管理栄養学科 (平成 26 年度～)	<p>基礎的な栄養と保健の知識を学ぶための基礎力を持ち、その上で積極的に栄養と保健の分野の専門的な知識と技術の修得に努め、管理栄養士や臨床検査技師として社会で活躍したいという熱意を持った学生を求めます。</p>
人間関係学部	<p>人間関係学部では、人間と人間社会で起こる複雑な問題を、心理学、子ども学、教育学、などの領域から多面的に学び、これらの解決に積極的に取り組む、人間関係の専門家の養成をめざします。人間と人間関係の諸問題に関心を持つ人材の入学を歓迎します。</p>	
	心理学科	<p>人間の「心」について興味と関心を持ち、心の問題によって引き起こされる様々な人間関係に関する問題について積極的に関わろうとする意欲と熱意を持った学生を求めます。また他者に対する共感性とコミュニケーション能力を身につけ、教育や医療・福祉などの領域で「心の専門家」として活躍したいと考える学生を求めます。</p>
	子ども発達学科	<p>子どもと子どもを取り巻く諸問題に関心を持ち、保育園・幼稚園・小学校などの現場で、子どもに積極的に関わろうとする意欲と熱意のある学生を求めます。また、自ら学び、創意工夫して問題解決を図ろうとする前向きな姿勢の持ち主を望みます。</p>

表 4-1-2 人間関係学研究科のアドミッションポリシー

<p>人間関係学研究科臨床心理学専攻は児童から成人のこころのケアを行うことのできる人材、家庭、学校、企業、福祉関係の広範囲な心理臨床領域での実践を行っていただける人材、すなわち臨床心理学領域の高度専門職業人（臨床心理士）の養成を行うことを目的としています。</p> <p>そこで、以下の諸条件を備えた学生を受け入れます。</p> <p>①心理学の基礎的領域の教育を経て、臨床心理学に関する実践的な専門的技量の修得に努める人材。</p> <p>②学校教育や病院臨床など実践経験を経て、さらに臨床心理学に関する専門的なリカレント教育を欲する人材。</p> <p>③旺盛な研究心と柔軟な心をもった人材。</p>
--

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

本学の入学者選抜すなわち入学試験の概要は表 4-1-3 に示す通りである。

表 4-1-3 入試区分と概要

入試区分	概要
指定校推薦入試	本学が指定する高等学校の学校長から本学を第一志望として推薦される卒業見込者を対象とする。
専願制推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	本学を専願とし高等学校長から推薦される者を対象とする。
一般推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	高等学校長から推薦される者を対象とする。
スポーツ推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	スポーツの都道府県大会等で優秀な成績をおさめ、高等学校長から推薦される者を対象とする。
スポーツ奨学生入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	募集競技種目において優れた成績をおさめ、本学クラブ顧問から推薦され、本学を専願する者を対象とする。
専門高校・総合学科等推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	専門教育を主とする学科もしくは総合学科出身で、高等学校長から推薦される者を対象とする。
AO入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期・Ⅴ期)	本学の教育方針及び学部・学科の内容を理解し、本学を第一志望とする者を対象とする。
一般入試 (Ⅰ期A日程・B日程・Ⅱ期・Ⅲ期)	本学の出題する試験を受験する者を対象とする。
大学入試センター試験利用入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	大学入試センター試験のうち、本学が利用する教科・科目を受験した者を対象とする。
社会人入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	満21歳以上で3年以上の社会的経験を有する者を対象とする。
帰国子女入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	日本国籍を有し外国の教育を受けた者を対象とする。

外国人留学生入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）	日本国籍を有しない者を対象とする。
大学院 一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期）	学士の学位を授与されたものなど、一般入試出願資格を満たした者を対象とする。
大学院 社会人入試（Ⅰ期・Ⅱ期）	上記一般入試の出願資格を満たし、かつその後3年以上の社会人経験を持つ者を対象とする。
大学院 学内推薦入試（Ⅰ期）	上記一般入試の出願資格を満たし、かつ当該年度に東海学院大学心理学科を卒業見込みで GPA 得点が基準点以上であり学部長の推薦を得られた者を対象とする。

表 4-1-4. 健康福祉学部(平成 26 年度～)

入試区分	概要
推薦選抜入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	本学健康福祉学部で学ぶことを強く希望し、高等学校の学校長の強い推薦がある者で、かつ調査書の「全体の評定平均値」が 3.5 以上の者で卒業見込者を対象とする。
一般入試 (Ⅰ期A日程・B日程・Ⅱ期・Ⅲ期)	本学の出題する試験を受験する者を対象とする。
大学入試センター試験利用入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	大学入試センター試験のうち、本学が利用する教科・科目を受験した者を対象とする。
社会人入試	満 21 歳以上で 3 年以上の社会的経験を有する者を対象とする。
帰国子女入試	日本国籍を有し外国の教育を受けた者を対象とする。
外国人留学生入試	日本国籍を有しない者を対象とする。

本学の入学者選抜の要件は、アドミッションポリシーを示した入学試験要項やその簡易版である入試ガイドの配布により各高校や受験生に説明しており、また質問があれば、フリーダイヤルやホームページ（メール・フォーム）を通じて質問等に答えるシステムになっている。このようなことにより、受験生はアドミッションポリシーを理解し入試に臨んできている。

また、本学は入試種別に AO 入試を設定しているが、この入試の受験者はアドミッシ

ョンポリシーとともに本学の特徴を理解して出願してくるものである。また、AO 入試に限らず、入試において面接を実施する場合は本学への理解や志望理由などを確認している。平成 26 年度より健康福祉学部においては、基礎学力検査または小論文のどちらか一方を選択する選抜試験方法に変更されている(表 4-1-4)。

本学においてアドミッションポリシーや入学試験要項、入試制度といった入試関連事項全般の審議に関しては、入学試験委員会がその役割を担っている。この委員会は、学長、副学長、各学部長、各学科長、入学試験課を始めとする各部の長といった人員で構成されており、入学生受け入れに関する運用方針の基本を検討している。

入学試験の実施・運営に関しては、ガイドライン等を定めて、公平性を確保しミスの防止にも努めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

収容定員と入学定員及び在籍学生数については、データ編表 F-4 および表 F-5 に示した。収容定員と入学定員はどちらも、設備、人員など学内諸条件の審査を経て認可を受けたものであり、適正なものである。

授業を行う学生数の管理については、適正規模を定める申し合わせ（東海学院大学のカリキュラムの運用によるスリム化に関する規程）がなされていて、教育効果を最大化しうる規模に努めている。具体的には、一般の講義では 50 人～100 人、演習では 15 人～20 人等と定めている。

食健康栄養学科では、講義・演習・実験・実習のすべてにおいて 40 人以下となるよう学生数を調整している。

(1) 2-1 の自己判定

本学では大学全体のアドミッションポリシーとともに、学部・学科が受け入れる学生像について記述したものが確定されている。入学者選抜においては、ガイドラインなどを定め、公平でミスが生じないように努めている。教育にふさわしい環境の確保としては、授業種別ごとに少人数教育など適切な規模が実現できるよう努めている。

また、アドミッションポリシーおよび入試選抜の方針・手順は整備されているが、在籍学生数は収容定員に達しておらず、学生募集に今まで以上に注力していくことが必要である。

(2) 2-1 の自己判定の理由

総合福祉学科では、一般入試の募集定員 30 名に対し受験者が 4 名で合格者 4 名であったが入学者は 0 名、大学センター試験利用入試による募集定員 10 名に対し受験者が 11 名で合格者 10 名であったが入学者は 0 名であり、計 40 名の募集定員に対して入学者はなかった。オープンキャンパス来場で福祉へ入学意志が固まった学生など、志望理由が明確な学生が AO 入試、指定校推薦、その他の推薦入試で 43 名が入学したが、学科の収容定員を満たすことはできなかった。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーを多くの媒体等に記載し、広く受験生や地域社会の認知と理

解を求めることは今後も欠かせない。広報活動におけるインターネットの活用や各種媒体との連携、進学ガイダンスやオープンキャンパスでの広報活動等において、全学及び学部学科別のアドミッションポリシーの周知・理解をさらに進めていく。

また、定員充足を目指すための具体的な方法としては、オープンキャンパス参加者の入学率の向上、高校との連携協定による本学への理解の浸透の促進、高校の進路指導担当者、保護者に対する情報の拡大によりさらに積極的な学生募集を展開する。

2-2 教育課程及び教授法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 自己判定の理由(事実の証明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

東海学院大学は、健康福祉学部と人間関係学部、大学院人間関係学研究科から構成し、健康福祉学部は、総合福祉学科と食健康栄養学科(平成 24(2012)年度より食健康学科を名称変更)、人間関係学部は心理学科と子ども発達学科(平成 22(2010)年度より子ども学科を名称変更)から構成している。更に、平成 25(2013)年度に健康福祉学部管理栄養学科届出設置が承認され、厚生労働省より臨床検査技師国家試験受験資格を付与された。これらの転換は、新しい社会的需要と学生のニーズの変化に対応しようと努力してきた結果である。

設立当初に作られた教育目的は、建学の精神に示されている「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」であり、また、平成 25(2013)年度には、教育理念について「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材の育成」である。この教育理念を一言で言い表したものを「学是(ひとづくり)」と定めた。平成 26(2014)年度から、学則第 1 章総則第 3 条に教育目標を明記し「本学の建学の精神は、国際的な視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。この学是「ひとづくり」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成することを目的とする。」と定義した。すなわち、広く知識を授け深く専門の学術を教授研究して、国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材を育成するという使命・目的をもっている。

学部学科の教育課程・授業方法はこの教育理念の具現化であり、教育目的を達成するための専門分化である。これによって社会の要請に応えると同時に、各学科の専門性のスペシャリストを育成しようとしている。

学部・学科および大学院研究科の教育目的(平成 25(2013)年度)は、表 2-2-1 のとおりに定め、各学部・学科の教育課程編成の方針、学修・教育目標は、教育目的を踏まえて適切に設定し、履修の方法、到達目標等を含めた学位授与方針は、履修のてびき、ホームページ等に明確に示し学生に周知し学外にも公表している。

各学科での各種資格取得のためには、各学科の教育目的を反映した開講表、シラバス、時間割表、履修のカルテを作成して学生に示し、学生はそれらを活用したオリジナルの時間割を作成する。学生が自分の到達目標を決定して学修に臨み、学期後の単位修得状況やポートフォリオの規程シート(学習目標・学習計画表・達成度のチェックシート)に記録するという支援体制がある。つまり、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成することを目的のもとに行うという「学是」の具現化に通じている。

科目編成から成る科目方針(シラバス)については、電子シラバスを作成し公開をしている。電子シラバス作成に当たっては、「授業計画書(シラバス)記載要領」を作成し教務課から全教員に周知し、組織的に取り組んでいる。「履修のてびき」には学生用にシラバスの項目、電子シラバスの利用方法を明記して周知している。

表 2-2-1 学部・学科、研究科の教育目的(平成 25 年度)

健康福祉学部	健康福祉学部は、学是「ひとづくり」の理念に立脚し、共生・健康・福祉・栄養の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の養成を目的とする。	
	総合福祉学科	総合福祉学科は、人間の生活を福祉や生活支援といった面から学び、暖かな心を持った豊かな人間性を育むとともに、専門的な知識や実践的な技術を身につけた人材の育成を目的とする。
	食健康栄養学科	食健康栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。
人間関係学部	人間関係学部は、学是「ひとづくり」の理念に立脚し、家族、学校、地域社会、企業などにおける人間関係の中で起こる、複雑で多様な心の問題、子どもの発達とその社会的、文化的環境の問題について学ぶことで、心理学の領域や子ども学の領域における専門的知識と技能を修得し、これらの諸問題に取り組むことのできる人間性豊かな人材の育成を目的とする。	
	心理学科	心理学科は、多様で複雑な現代社会における心の形成、人間関係の諸問題に、心理学を通して取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、心理学の基礎知識と研究法を修得するとともに、実験・社会心理学、教育・発達心理学、臨床心理学などの分野における専門的な知識と技能を備え、社会や家庭が直面する心の諸問題に対し、その専門性を応用できる人材の育成を目的とする。
	子ども発達学科	子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻く子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学の専門家の育成を目的とする。
大学院人間関係学研究科	人間関係学研究科(臨床心理学専攻)は、心の問題に取り組む、解決に努めると共に、予防活動を展開できる人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。そのため、臨床心理学領域の専門的知識と技量、および豊かな人間性を有する人材を育成していく。	

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学では、幅広い教養による人格の陶冶がなされ、それぞれの分野の専門的知識や技術・技能を体得した社会的に有用な教養人を育成するという教育課程を編成している。

教育課程の編成方針として下の表2-2-2の科目構成のように、幅広い教養を身につけるための「教養科目」と、資格取得に必要な科目の一部を「自己設計科目」として全学共通に配置し、「学部共通科目」と専門領域を究める為の「学科専門科目」を配置するという基本を大枠としている。平成25(2013)年度からは平成26(2014)年度開設を目指して医療系の資格取得に着眼したカリキュラムの見直しが行われている。

表2-2-2 学部・学科の科目構成（平成25年度）

		教養科目	自己設計科目	専門科目	
				学部共通科目	学科専門科目
健康福祉学部	総合福祉学科	学びの基礎を身につける科目(4単位)	自己設計科目(18単位)	学部共通科目(6単位)	学科コア科目(28単位) 基礎専門科目(32単位) 専門科目(18単位)
	食健康栄養学科	国語表現力を高める科目(2単位) 英語表現力を高める科目(1単位) 情報処理技能を高める科目(1単位)			専門基礎分野(24単位) 専門分野(26単位) 専門発展分野(6単位)
人間関係学部	心理学科	世界を理解する科目(2単位) 就業力を高める科目(2単位)		学部共通科目(6単位)	共通専門科目(26単位) コース別専門科目(42単位) 臨床心理学コース 教育・発達心理学コース 実験・社会心理学コース 専門関連科目(10単位)
	こども発達学科	幅広い知識を身につけ創造力を高める科目(8単位)	学科コア科目(8単位) 学科選択科目(12単位) 子ども発達領域 子ども文化の領域 子育て支援の領域 関連専門科目(58単位)		

上記の他に「自由科目」(卒業単位に算入されない資格科目)がある。

教育課程の体系的編成のためには、平成24(2012)年度まで主任教授会の下に機関が設置され、BCIC(学士課程教育改善センター)が教育課程の改善を担当し、FD推進センターがFD活動の支援を担当し、また、PEREC(実習教育研究センター)が実習教育の研究と支援を担当していた。平成25(2013)年度より「大学教育研究開発センター」を整備・運用し、授業評価アンケート、FD活動など教授方法の改善を全学的に進めるための組織体制を有している。また、教育実習に関しては、教職課程運営委員会が教育免許状取得に必

要な教育実習や介護等体験等の運営体制を有している。

平成 24(2012)年度まで BCIC が中心となり実施してきた取り組みについて記す。教養課程編成方針を検討して教育の体制性ととも学生視点に立ったカリキュラム編成に努め、平成 25(2013)年度実施に向けた全学カリキュラム(教養科目を含む)の検討、「カリキュラムツリー」「カリキュラムマップ」「履修モデル」「履修のカルテ」の検討、履修登録単位数の上限の適切な設定(CAP の導入)と 5 段階評価の点検、授業人数の目安を提案など、単位制度の実質を保つための工夫や成績評価の厳格化に関する検討、「ポートフォリオ」の開発を実施してきた。また、平成 21(2009)年度から開始した新入生へのスタートアップテスト(基礎学力試験)の実施、ポートフォリオ作成指導要領作成、「教養ゼミナール A・B(平成 25(2013)年度から基礎ゼミナール I・II)」「日本語表現(平成 25(2013)年度から国語表現)」の担当者用ガイドラインの作成、「大学教育論」実施要領の提案などについてもセンター会議で検討を行い主任教授会への報告・提案がされてきた。平成 25(2013)年度入生から大学改革実行プランに係る現況における本学の対応方針の概略についての報告に基づいた学士課程カリキュラムの改善が実施され、開講表は、「教養科目」「自己設計科目」「学科専門科目」「自由科目(卒業単位数に算入されない資格科目)」で構成した(表 2-2-2)。「自己設計科目」とは、各学科は資格取得に必要な科目の一部を「自己設計科目」に置くことで、資格をとるための時間が確保され、かつ CAP が設定しやすくなりまた科目を減らし予習復習の時間を増やすことによって、学生は各科目をじっくりと学習することになり、単位の実質化を図ることができるという科目群のことである。教養科目の全学共通科目である「基礎ゼミナール I・II(平成 25(2013)年度)」の実施については、科目担当者用の実施要項を作成し学士課程教育の基礎力定着に取り組んできた。特に新入生には各学科のガイダンスと「基礎ゼミナール I」において、「履修のカルテ」等の資料を用いて全体的なカリキュラムを具体的に説明している。ポートフォリオは、学生の自己管理能力ならびに自己表現力の向上を目指して BCIC が開発を行ったもので、規程シート(学習目標・学習計画表・達成度のチェックシート)、学習成果(成績表・レポート・履修カルテ・課題達成のための記録や資料)を挟み、入学から卒業まで継続して学生自身が修学プロセスを自己管理できるよう自学自習に重点を置いて活用されている。また、教職履修カルテは教職希望者が教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために活用し、4 年次第 2 学期の教職実践演習において最終チェックをさせている。

FD 推進センターが平成 24(2012)年度まで実施していたことは、授業評価アンケートの実施およびコメントやマニフェストを記載しての結果の公表、FD 活動・教授方法などの教職員研修会の実施である。「大学教育研究開発センター」が、平成 25(2013)年度より FD の実施を具体化するために教員相互の授業評価シートを開発し、教員は相互の授業評価を記録記述し主任を経由してセンター長に提出し PDCA サイクルの考えのもとに改善・処置を考察していく努力を行っている。

PEREC が平成 24(2012)年度まで実施していたことは、学外実習における教育の研究と支援を担当し、総合福祉学科の社会福祉士や精神保健福祉士や、食健康栄養学科の管理栄養士に関して、国家試験受験資格取得に必要な社会福祉施設や医療機関などでの実習施設との連携を強化する体制を作っていた。実習期間の決定、実習施設への実習受け入

れ伺いの照会や、申請書類及び契約書の作成発送など、学外実習の実施に向けた業務の全般と、福祉施設の実習指導者を招いての実習懇談会を実施していた。

学生に対して授業以外に他の十分な予習・復習の時間を与えるための各学科の教授方法等への取組みのひとつとして、登録単位数の上限設定のCAP(キャップ)制を設けている。CAP(キャップ)制の具体的な内容については以下のように定めて履修のてびきに記し、ガイダンスや基礎ゼミナール I で周知している。

<平成 25(2013)年度入学生の CAP(キャップ)制>

② 学部学科とも、CAP は半期 22 単位を上限とする。
②再履修の科目もこの 22 単位に含める。
③ 年 4 単位の科目は、第 1 学期に 2 単位、第 2 学期に 2 単位履修するものとする。
④ 前学期の GPA が 2.8 以上であった場合は、成績優秀とみて、当該学期における上限を 24 単位とする。
⑤ 入生については、平成 27 年度よりこの CAP 制を適用する。
⑥GPA 算出除外科目にあげる科目、CAE の認定科目、入学(編入学を含む)前に他大学で履修した科目のうち本学で認定した科目および単位互換科目は CAP の算出から除外する。

<平成 24(2012)年度以前入学生の CAP(キャップ)制>

① 学部学科とも、1 年次、2 年次において履修科目として登録できる単位の上限を、自由科目を含み 60 単位とする。
② 1 学期の成績評価が D の科目、単位認定が登録学年でない科目の単位数は、60 単位に含まれない。

進級要件については、平成 24(2012)年度以前入学生の 2 年次までに修得する単位の目安と、平成 25(2013)年度入学生からの進級要件を設けて履修のてびきに明記している。

<平成 25(2013)年度入学生の進級要件>

	第 2 学年への進級要件	第 3 学年への進級要件	第 4 学年への進級要件
1. 総修得単位数	22 単位以上修得	56 単位以上修得	96 単位以上修得
2. 進級要件科目		基礎ゼミナール I 基礎ゼミナール II 国語表現 就業力基礎 移譲科目 8 単位全て修得	

<平成 24(2012)年度以前入学生の 2 年次までに修得する単位の目安>

2 年次終了までに最低修得する単位数は合計 50 単位で、2 年次終了までに 50 単位を修得していないと学年は進級するが、4 年間で卒業することが難しくなるので注意する。
--

各学科の教授方法等への取組みについては、上記のように登録単位数の上限設定を設けると共に、教室外の学習も含めた標準 45 時間の学習を要する教育内容をもって構成するための工夫として、時間割以外の空き時間を活用した各学科の教育研究上の目的に立脚したオフィスアワーや学習支援プログラムを実施している。各学科の資格取得に関連した内容を学科が企画するので、学科の特性が現れている。

健康福祉学部の総合福祉学科は、人間の生活を福祉や生活支援といった面から学び、暖かな心を持った豊かな人間性を育むとともに、専門的な知識や実践的な技術を身につけた人材の育成を目的とし、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などの資格取得に力を入れている。平成25年度の学習支援オフィスアワー・プログラムにおいて介護福祉コースの学生を対象に介護技術を高める内容や、学科全員を対象とした国家試験合格を目指した知識の定着を目的にした内容、ケーススタディの方法を学ぶ、施設で役立つ音楽療法、就職・一般教養対策、また、学科の1年生に対して英語準2級講座などを実施している。

健康福祉学部の食健康栄養学科(平成22(2010)年度より食健康学科を名称変更)は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とし、管理栄養士、栄養士、食品衛生管理者、食品衛生監視員、NR・サプリメントアドバイザー、フードスペシャリスト、フードコーディネーター、栄養教諭などの資格取得に力を入れている。平成25年度の学習支援オフィスアワー・プログラムにおいて、管理栄養士国家試験合格に向けた学力向上を目指すプログラムが組まれ実施されている。食健康学科および食健康栄養学科全員対象の管理栄養士国家試験対策室における管理栄養士国家試験必修例文問題集の試験および採点、1～3年生対象管理栄養士国家試験合格に向けての学習支援、および、中間実力アップ講座、1.2年生対象基礎学力充実講座、3年生対象の解剖生理学の国家試験対策講座、栄養教諭採用試験対策講座、栄養士実力認定試験対策講座、NR・サプリメントアドバイザー受験対策講座、管理栄養士実践力養成講座、4年生の管理栄養課題研究Ⅱ受講者対象の管理栄養士国家試験受験対策講座を実施している。

人間関係学部の心理学科は、多様で複雑な現代社会における心の形成、人間関係の諸問題に、心理学を通して取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、心理学の基礎知識と研究法を修得するとともに、実験・社会心理学、教育・発達心理学、臨床心理学などの分野における専門的な知識と技能を備え、社会や家庭が直面する心の諸問題に対し、その専門性を応用できる人材の育成を目的としている。平成25年度の学習支援オフィスアワー・プログラムにおいて、心理学科全員対象基礎教養と文書能力の育成、レポート作成学習指導、4年生・大学院生対象卒業論文・修士論文の作成支援、教員免許講座などを実施している。

人間関係学部の子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育みます。その上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻き子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学

の専門家の育成を目的としている。平成25年度の学習支援オフィスアワー・プログラムにおいて、4年生対象就職に必要な国語表現力を高める講座、教員採用試験対策講座などを実施している。

人間関係学研究科・臨床心理学専攻は、「臨床心理学領域の専門的知識と技量を有する人材の育成」を目指して、高度な臨床心理学領域の科目を開講しており、入学・進級時には綿密な履修ガイダンスを実施している。ウェブ・シラバスを活用し個別相談を行ないつつ、履修計画と修士論文作成の指導を行なっている。また、アドミッションポリシーの一つとして「社会人のリカレント教育」も標榜しており、心理学の専門教育を学歴として持っていない社会人実践家も受け入れている。その場合には、基礎的な学部専門科目の履修も可能とし、修士課程への円滑な導入を図っている。修士論文の作成については、1年次の専門教育の中で各自のテーマを深化させ、2年次には特別研究を中心として、本題目の提出・中間発表・口頭試問といった年間スケジュールが組まれている。臨床心理士として必要な高度な知識を身につけるとともに、実践を通しての技能の修得にも努めている。実践の場は主として大学院附属心理臨床センター心理相談室であるが、それ以外に学校、病院、福祉施設等の各方面における実践的な訓練と体験の場も用意し、現場での実践を教育方法として進めている。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

平成26(2014)年度からは、今後も体系的編成を全学規模で検討され、学部・学科、研究科に情報を提供して詳細な検討の実施を継続する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

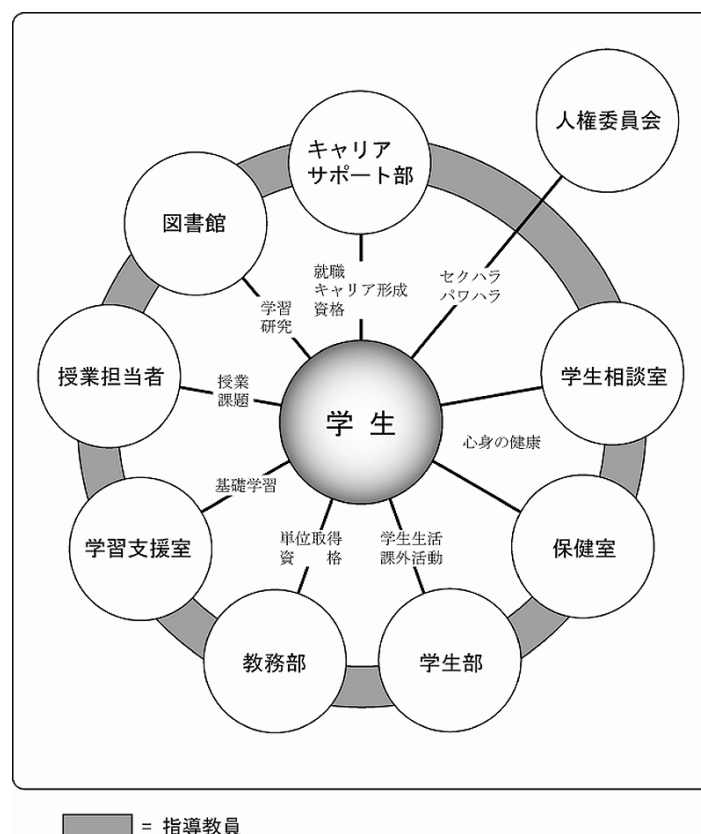
基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学習支援及び授業支援の充実

本学の学習支援体制は以下の図 4-2-1 のように構成されている。学生は何かの支援が必要と感じた場合は、まずは指導教員に相談して各組織からの支援を受ける。また、万が一、学生と指導教員との間のハラスメント問題が生じた場合は、人権委員会に対して学生が直接訴えていくことができるよう、体制が整えられている。

図 4-2-1 学習支援体制



(7) 入学前教育

平成 25 (2013) 年度入学予定者より、大学での授業理解の素地を培うため、「入学前教育」を実施している。平成 25 (2013) 年度入学生に対しては、学科ごとにレポート課題や基本用語の漢字トレーニングなど入学後の学習に関連した課題を与え、1 年生の教養科目「基礎ゼミナール I」においてその学習成果の確認を行い、知識の定着が図れるように努めている。

(イ) 学科ガイダンス

入学後や学期ごとに学生に対し、学科ガイダンスを実施している。入学時には、学生が卒業までの履修目標を設定し、4 年間の履修計画を立てられるように学生各自のポートフォリオを作成させ、履修指導や学習支援を実施している。

(ウ) 指導教員制

指導教員制は、「学生が安心して学業に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、各教員が学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じ、適切な指導・助言を与えること（指導教員制度に関する規定）」を目的とする制度である。指導教員は助教以上の専任教員があたり、学生生活に関する事項、修学に関する事項、学籍に関する事項、その他の相談事項を扱う。

指導教員制はすべての学部学科を通じた全学的な制度であり、1 年生では「基礎ゼミ

ナール」担当教員が、2年生以上では各学科が選任した教員が指導教員となる。通常、2年生以上の指導教員は必修科目の担当者であり、各学生は週に1度は指導教員と授業の場で接することになる。これにより、指導教員と学生とは日常的なコミュニケーションが図れることとなる。さらに食健康栄養学科においては、指導教員に加え、平成25(2013)年度入学生から指導教員の他に少人数単位に1名のチューター教員が配置され、チューター教員は指導教員と連携し4年間にわたり担当学生の支援を行っている。

休学者・退学者を減少させるために、学習面に限らず、大学生活の全てのことについて指導教員に相談することが勧められている(指導教員は「修学・友人関係・健康・経済的側面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者」と規定されている)。授業の成績は、第1学期のものについては指導教員を通じて学生に渡されるため、単位の取得状況などは指導教員により把握されている。また、平成19(2007)年度からは、一つの授業科目で欠席数が3回以上となると、指導教員に連絡されるので、学生の学習状況全体の理解と指導が徹底できるようになっている。

また、入学式後に保護者と指導教員(チューター教員)が昼食会にて顔合わせを行い、大学の取り組みや諸制度を個別に詳細に伝えるように配慮している。

(イ) 学習支援オフィスアワー

平成21(2009)年からは学習支援の観点から全教員(学長、特任教員、助手は除く)が全学生を対象として「学習支援オフィスアワー」を設定し、相談可能な時間帯を知らせている。また、教員から能動的に働きかける補習とも呼べる学習支援プログラムも平成21(2009)年度より具体的に検討し、平成25(2013)年度には、それぞれの職種の専門家としての免許、資格を得るために、国家試験対策を中心とした学習支援プログラムを実施している。

(オ) TA(Teaching Assistant)等の活用

TAについては、大学院生の教育指導を実践する機会として制度が整備されている。修士課程の大学院生が学部学生のための、教材作成、授業補助、実技の指導などを行っている。具体的には、「心理学実験」「心理学検査実習」「データ解析実習」などの実験実習科目において活躍している。

(カ) 休学者・退学者への対応

休学者・退学者については、必ず願い書を提出する前に、指導教員(チューター教員)が個別面談を行い、状況の確認をし、問題の究明と解決方法を探ることに努めている。

(キ) その他

学生のパソコン利用は、マルチメディア教室、ITパソコン室、パソコン実習室の3教室で行われている。これらの教室は、授業以外の時間は学生が自習用に活用でき、インターネット利用が可能である。また、学生全員にメール・アカウントを与えており、メールの活用体制も備わっている。パソコン関係の相談などに常時応じる人員配置はないが、LAN管理者(教員)が全般的管理を行っている。3教室のうち、マルチメディア教

室は土曜日・日曜日も午前8時から午後8時30分まで開放しているので、必要があれば学生は休日にも利用することができる。

図書館では、基本サービスに加えて、パソコンによる各種検索サービス(データベース・サービスを含む)およびビデオやDVDといった資料参照サービスも提供している。検索については、利用者講習会を開催している。また、学習室やセミナー室、情報学習室なども用意されており、グループでの学習の場に利用することができる。

ピアノ実技の習得には日常的な練習が必要であるため、ピアノ練習室が西キャンパスに開放されている。ピアノ学習は子ども発達学科のみに関わることであるが、学生は自分の都合にあわせて、自由に練習することができる。ピアノ関係の相談に常時応じる体制はないが、西キャンパスに研究室を持つ子ども発達学科の音楽教員が必要に応じて対応している。

なお、学習支援体制に限らず、本学における学生生活全般に関わる手引としては『学生便覧』があるが、その内容をまとめて常時携帯できる手帳サイズの『Campus Life』を全学生に配布している。支援について疑問があれば、まずこれを参照することで対応方法や当該窓口が明確になる。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

本学で取り組んでいる現在の就学支援体制を今後も維持できるように努力していくと共に、教員と職員の協働でよりきめ細かい学習支援が行えるようにする。

また、平成26(2014)年度から臨床検査技師、臨床工学技士等の医療系の資格が数多く導入されるため、今後の入学前教育においては、現在の課題レポートや専門用語学習に加え、理数系科目の内容を盛り込み、学力不足を理由とする休学や退学の減少を目指す。

心身に問題を抱えた学生の増加に対しては、指導教員(チューター教員)等のきめ細かな指導の中で、悩みの早期発見に努め、学生相談室での相談、必要に応じて医療機関と連携するなど、適切な指導・相談を行う。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定、進級および卒業・修了認定等に関する基準は学則に定められ、学生には「履修のてびき」が配布され、周知されている。成績は、A+、A、B、C、Dの5段階で評価され、A+からCまでが合格、Dが不合格とされる。原則として、各科目につきA+は受講者の10%以内とし、Bを中心としたほぼ正規分布となる成績評価が行われている。GPA

(Grade Point Average) 制度およびキャップ制を採用しており、各学期に履修登録できる単位数の上限を設定し、進級要件を厳密に定めている。成績評価の基準は、各科目のシラバスに明記されており、成績評価・単位認定に対する学生からの疑義問い合わせも認められている。学生に対しては、各学期のガイダンスにおいてこれらの単位認定・成績評価に関する制度が説明され周知されている。成績評価の基礎資料となる試験問題および答案・レポート等は一定期間保管され、厳格な成績評価のもと、卒業・修了認定等が行われている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

公正かつ客観的な成績評価を維持し、また更なる改善に向けて、本学では「大学教育研究開発センター」における検討が進められている。具体的には、①あらかじめ評価基準を明示したうえで、②公正な評価を実施し、③学生の向学心を高めるために効果的な学習成果の達成を促す評価システムを構築すべきことが全教員に周知徹底され、改善への努力が求められている。

また教授会などにおいて進級・卒業要件の厳格化が検討されており、適切な基準を満たしながら標準修業年限で卒業できるよう、きめ細やかな指導を今後も維持してゆくことが求められる。

2-5 キャリアガイダンス

(1) 事実の説明（現状）

2-5 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備が行われているか。

本大学の就職・進学に関する全学的な支援・指導体制としては、キャリア支援室およびキャリアデザイン課がその任にあたり、学生支援センター規則および組織規則に規定している。

キャリア支援室の審議事項は、①学生のキャリア支援及び職業意識の啓発に関すること、②キャリア支援に係る学内外の連携に関すること、③学生の就職相談への対応に関すること、④ガイダンス等就職支援事業に関すること、⑤学生の就職に係る調査及び分析に関すること。

キャリアデザイン課は、キャリア支援に係る以下の事務をつかさどる。①進路指導の総括に関すること、②インターンシップ及びアルバイトに関すること、③キャリア形成、就職活動及びボランティア・社会貢献活動に係る情報の収集及び提供に関すること、④課外講座（各種資格取得講座）の開講に関すること、⑤高大連携及び地域連携に関すること、⑥学生の就職指導及び相談に関すること、⑦就職ガイダンス・企業セミナー及び就職指導研修会の実施に関すること、⑧所掌事務に関する調査統計その他報告に関すること。

また、指導教員とキャリア専門教員が中心となって学生の相談・助言を担う。全学的に低学年から資格取得を促進し、ボランティア・アルバイトを奨励し、3年生後期

には就職希望や課外活動や性格等を記入した「就職登録カード」を全員から提出させ、進路の希望や条件、能力等を把握したうえで、就職活動や受験対策に向けての個別指導をスタートさせている。その後は、メールや学生の空き時間を利用して相談に応じ、キャリア・プランニング・プロセスをチェックしている。個別の相談記録は「就職登録カード」の裏面に記入し継続的な指導に生かしている。

(ア) 授業科目におけるキャリア教育

学生の就職意識の向上を図るために、必須科目として平成 25 (2013) 年度から全学科の 1 年生を対象に「就業力基礎」の授業を開いた。

さらに、大学がユニバーサル化し大学生の質的低下が憂慮される今日、学生にはさらなる学習意欲と、自信をもって社会に羽ばたける力を身につけてもらうことが必要であると考え、平成 18 (2006) 年度に一新した教養科目の「自己表現を高める科目群」の中にキャリアアップの区分を設け、この中に「職業と自己理解 (平成 19 (2007) 年度より開講)」「インターンシップ (平成 20 (2008) 年度より開講)」の 2 科目を置いた。

「職業と自己理解」は学生が働くことの意義を理解し積極的に社会参加するための能力を養成する科目である。主に 2 年生と 3 年生を対象とし、自己分析、業界研究とともに、コミュニケーションおよびプレゼンテーションの能力向上を図る。平成 25 年において延べ 236 名が受講した。

「インターンシップ」は 3 年生を対象に希望する職場で就業体験を行うものであるが、担当教員とキャリアサポートデザイン課が協力し実習前指導を充分に行い、平成 25 (2013) 年には 29 名の学生が受講した。

(イ) 資格取得対策としてのキャリア教育

資格取得は、学生のキャリア意識の養成としても実際的な就職へのステップとしても有効であるが、資格取得支援として「公務員・教員試験対策講座」(年 2 回)「簿記 3 級対策講座」(週 2 回)を受益者負担で行っている。また、「秘書能力検定」「漢字能力検定」の準会場校となり受験者数増加に繋げている。各資格の講座受講者数、受験者数、合格者数を以下の表に示す。

資格名称	受講者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
公務員・教員	75	—	—	—
簿記 3 級 ※H26 年 2 月受検予定	7	—	—	—
秘書技能検定 3 級	—	15	15	100%
秘書技能検定 2 級	—	25	14	56%
漢字能力検定 3 級 ※H26 年 2 月受検予定	—	—	—	—
漢字能力検定 2 級 ※H26 年 2 月受検予定	—	—	—	—

(ウ) その他の就職支援

①キャリアガイダンス（例年、4月と9月の年2回）

対象：全学年・全学部

②就業力育成 TG セミナー（平成 23 年から・水曜日 3 時限目）

対象：1 年生から 3 年生・全学部

目的：就業力育成支援対策

内容：マナー講座、自己分析、業界・職種研究、エントリーシート・履歴書の書き方、
学内企業セミナー、インターンシップ成果報告会、等

参加者：平成 25 年において 1 年生は約 10%の出席であったが、2 年生と 3 年生は約 60%の出席率であった。

③参加型ワークショップ（履歴書・面接指導等）

期間：平成 25 年 7 月 8 日（月）から 7 月 16 日（火）の計 10 回

対象：3・4 年生。各回定員 10 名（先着順・4 年生を優先）

内容：エントリーシート、自己 PR、志望動機の書き方、面接の受け方

参加者：延べ 43 名

④個別面談

指導教員が中心となって学生の相談・助言を行う。その他、平成 24 年度まではハローワークと外部カウンセラーがそれぞれ週 2 日、個別面談を担当。平成 25 年度から、ハローワークが週 2 日、学内キャリア専門教員が毎日個別面談を実施。平成 25 年度（12 月時点）の利用者は 2,797 名であった。

⑤就職支援システム

就職支援システムとして、本学に届いた求人を学内外から検索できるシステム J-NET を利用。IT の普及に伴い利用者数が増加し、教員も積極的に利用し学生の就職活動をサポートしている。

年度	利用者数（延べ人数）
平成 22	745
平成 23	1,409
平成 24	1,189
平成 25 ※12 月時点	2,696

⑥保護者対象就職説明会（H25. 4. 20）

目的：保護者と大学が二人三脚で学生の就職をサポートする体制を構築するため
参加者：54 名の保護者と 14 名の教員が参加し、学科別に意見交換会を実施した。

⑦キャリア教育講演会（平成 25 年 11 月 20 日）

岐阜労働局長・佐々木秀一氏を招き「知っておきたい労働法」と題したキャリア教育講演会を実施し 325 名の学生が参加した。

⑧その他

岐阜労働局（H25. 6. 3、H26. 2. 19）、岐阜県経営者協会（H25. 11. 8）、各務原市雇用・人材育成推進協議会（H25. 6. 14）等との情報交換を踏まえ、地域の人材育成に関する連携を図っている。

さらに、就職未決定者への対応として、卒業延期制度を制度化し、平成 25 年度に 1 名が利用した。また I ターン、U ターン就職への対応として、岐阜新卒応援ハローワークとの連携を密にし、各地域の就職情報を提供している。

(エ) 学科・研究科の取り組み

学部学科構成上、業界別には医療・福祉関連（37.2%）、教育・学習支援（10.6%）、職種別には保育士・幼稚園教諭、栄養士職等の専門職を目指す学生が多い。そのため、各学科・研究科毎に戦略を立て就職対策を講じている。

①-1 人間関係学部心理学科

心理学科は、東海圏内の有力中堅・中小企業への就職率が 80%を占めている。東海エリアでは理系の製造業への就職率が高い中、文系である心理学科は地元の中堅・中小企業を中心に幅広い業界に人材を輩出している。このことは地元との密な繋がりを示す心理学科の特徴といえる。

心理学科では、社会的・職業的自立に関する指導のため、平成 25 年度は、学内の教員が中心となって就業力育成 TG セミナーを実施（(ア) -2）、さらに、4 年生の就職希望者かつ未内定者への全員面談、学外合同就職説明会への学生誘導を行っている。

本学科は進学希望者も多く、大学院を志望する 3 年生を対象とした大学院進学対策講座を開講し 14 名が参加している。その他、大学院生と学部生との座談会を実施した（H25. 8）。学部生にとっては大学院生の学生生活の実際を知ること、進路選択を考える契機の一つとなっている。本年度は計 12 名が参加した。

学年	内容
2 年生	一般企業就職希望者に対し「職業と自己理解」の履修を推奨
3 年生	一般企業就職希望者に対し「インターンシップ」「職業と自己理解」の履修を推奨
4 年生	一般企業就職希望者に対し「職業と自己理解」の履修を推奨

①-2 人間関係学部子ども発達学科

子ども発達学科は、教員採用試験対策講座（小学校）を実施、また保育実習、教育実習を通して社会的・職業的自立の涵養を図る。7月に、幼稚園教諭・保育士・公務員や一般企業への就職を考えている学生に向けて、就職試験対策講座を実施している。

専門職実習（2年生～4年生対象）

資格	実習期間
保育士	保育実習Ⅰ～Ⅳ（2月、5月、11月）
幼稚園教諭	教育実習Ⅰ、Ⅱ（5月、9月）
小学校教諭	教育実習（9月）

①-3 健康福祉学部総合福祉学科

総合福祉学科は、学習支援プログラムとして、福祉士国家資格試験対策、卒業時共通試験の出題基準である3領域の復習対策を実施、また社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習、介護実習を通して社会的・職業的自立の涵養を図っている。

専門職実習（2年生～4年生対象）

資格	実習期間
社会福祉士	社会福祉援助技術現場実習（6月）
精神福祉士	精神保健福祉援助実習（2月、8月）
介護福祉士	介護実習（6月、8月、11月）

①-4 健康福祉学部食健康学科、食健康栄養学科

食健康学科、食健康栄養学科は、学習支援プログラムとして、基礎学力UP講座、栄養士実力認定試験対策講座・管理栄養士国家試験受験対策講座、管理栄養士国家試験対策講座、フードスペシャリスト試験対策講座、NR・サプリメントアドバイザー資格試験準備講座、栄養教諭・教諭（家庭）採用試験対策講座等を開催している。また、校外実習、臨地実習、栄養教育実習を通して社会的・職業的自立の涵養を図っている。

専門職実習（3年生～4年生対象）

資格	実習期間
栄養士	校外実習（2月）
管理栄養士	臨地実習Ⅰ（3月）Ⅱ～Ⅳ（8月、9月）
栄養教諭	栄養教育実習（10月、11月）

①-5 人間関係学研究科

人間関係学研究科臨床心理学専攻は、東海圏では数少ない臨床心理士養成の指定大学院である。臨床心理実習として、大学院に併設されている心理臨床センターの学内実習に加え、より広い領域における心理臨床経験を得るため学外実習を実施している。学生個人の総実習時間は1200時間以上であり、実習を通して幅広い専門的な知識と実践的な技能を身につけ就職できるようなカリキュラムを提供している。また、将来性を見込まれ実習先に就職する学生もおり、学生にとっては実習もキャリア形成の一つとなっている。

心理職への就職対策にあたっては、大学院修了後に受験資格を得る臨床心理士の取得が必須とされている。そこで本学では修了生・在学生に対し、臨床心理受験対策講座を定期的の開講している。

(2) 2-5の自己評価

本大学において、就職・進学に対する随時相談・助言を受けられる支援体制は整っている。さらに、学年別就業力育成TGセミナー、参加型ワークショップ、個人面談の強化が実施され、岐阜労働局、岐阜県経営者協会、各務原市雇用・人材育成推進協議会等との情報交換によって、適格な情報を学生や保護者に提供している。その結果、平成24(2012)年度の就職率は全体で91.9%であり、満足しうる段階にある。平成25年度より、各学科の取り組みも始まっており、1年時から就職に対する意識向上を図るため、「就業力基礎」を開講した。低学年から自己理解を深め、社会状況を把握できる能力を身につけることで、学習意欲の向上につながる事が可能となる。さらに、資格取得の促進やボランティア・アルバイトを奨励し、「就職登録カード」を提出させることで就職相談の際、きめ細やかな個別指導が可能となり、個人に合った就職先の提供を行えることから、効率的な就職支援につながる。そのため、低学年からの状況把握が可能となり、継続的指導を行えると同時にキャリア支援活動の周知ができることから、将来の利用率の向上にもつながる。

以上のことから、本大学のキャリア・ガイダンスは強化され適切な運営がなされていると判断できる。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

キャリア・ガイダンスをさらに効果的なものとするためには地域・地元との連携をより密にしてゆくことが主軸となる。本学が加盟している岐阜県学生就職対策連絡協議会における情報交換・収集を積極的・継続的に行ってゆく。また、ハローワーク・雇用促進協議会・商工会議所・中小企業家同友会など各種団体との連携をより一層強め、学生と社会のニーズを調査し、より適切なマッチングを図る事業を展開していく。

これまで培ってきた地域・地元との関係を深めるとともに、時代の中で変化してゆくニーズ・法制にそくした支援体制を柔軟に整えてゆくこと、また、グローバル化する時代に応えられる学生を育ててゆくことも重要課題である。そしてまた、学生が就職後、早い段階で離職する事態が憂慮されていることから、卒業生・修了生へのフォローアップについても検討してゆく必要がある。多様化・変動している就職活動に対

応するため、キャリア支援室およびキャリアデザイン課が一丸となって就職サポートの強化をはかることが課題である。以下に改善・向上方策を示す。

①学部生への対応としては、講義やキャリア支援策を子ども・子育て支援新制度をはじめとする法改正に柔軟に対応させていくこと、実習生や卒業生との連携を強めることで現場の状況を把握し就職支援に反映させること、これら二点によって、現場が求める能力を学生が身につけることができるように支援していく。

②大学院生への対応として二点挙げられる。一点目は、人間関係学研究科における臨床心理士対策講座の内容をアップデートし、より資格取得へとつながる講座とすること、二点目は、修了生を中心とした情報共有のためのネットワークを構築し、就職情報等を共有することで就職率を上げてゆく。

③グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に適応するための方策として、1・2次からの中・長期インターンシップ、海外インターンシップへの参加を促進する必要がある。そのプログラムの構築と、助言・相談体制を整備することが肝要である。

④離職者が多い昨今の事情を鑑みて、卒業生の追跡調査をはかり、既卒者の就職支援も視野に入れていくことを試みる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では学修状況の把握や教育目的の達成状況については、平成 16 年度(2004)年度後期から教員一人につき 1 科目以上（非常勤は 1 科目のみ）の「学生による授業アンケート」をスタートさせ、平成 20 年(2008 年)後期から全ての授業科目を対象に実施してきた。運営は、教務委員会に授業アンケート部会を設けて質問項目の内容や実施方法の検討から始まった。その後、平成 20 年(2008 年)年度に設置された FD 推進センターに業務が移管され、現在は大学教育開発センターによって運営されている。また、各学期のはじめに「履修者の欠席状況調査」を実施している。これは、本学学部履修規則第 16 条「授業科目の単位認定には当該授業科目の行うべき授業回数のうちの 2/3（以上）の出席回数を必要とする」とあるため、出席不足による単位不認定者を防止するため、科目ごと 3 回欠席した時点で、教務課に報告し、これに基づいて指導教員が指導することとなっている。

さらに、基準 2-4 で述べたように、学修達成度の判定基準により学成果を適切に評価するとともに、平成 22 年度(2010)から全学的に「GPA(Grade Point Average)値によるディプロマポリシーの達成率」を測定して、個人の成績表に記載している。各教員は

GPAに定められた成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行っている。また、平成25年度(2013)からCAPの上限値の見直しを行い学修時間の確保を行うとともに、GPA値の高い学生には履修できる単位数の上限を上げる措置も講じている。その結果、各学部・学科が定めるディプロマポリシーに則って学成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。本学では、このような厳密な成績評価によって教育目的の達成状況の把握を行っている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学全体の教育内容・方法および学修指導等の点検結果のフィードバックについては、大学教育開発センターが中心となり、授業アンケートで得られたデータは教員および学生に公表されている。公表の際、教員が担当した科目の中から1科目以上にマニフェスト（授業アンケートに対するフィードバックコメントの作成）を記することを義務付けており、授業の点検・改善に結びつけている。マニフェストを記した集計結果は、紙媒体で事務局内と図書館のカウンターで閲覧できる形式で公表している。

こうした取り組みによって、本学ではFD活動の重要性に対する認識は定着してきたと言えるが、アンケート集計結果に基づいて教員がマニフェストを記述するという方式では、なお個人レベルにとどまるFD活動しかできないという欠点があった。こうした問題点を改善することを目的として、平成25(2013)年の第二学期から、授業担当者全員（専任、非常勤）による相互授業参観の導入をはかることで、組織的なFD活動へと深化させる試みを開始した。相互授業参観については、FDシートに記載された授業参観の実施回数、実施科目数、実施した教員数、他学科科目の参観回数、非常勤講師科目の参観回数、参観後ミーティング実施の有無および授業改善に役立ったか等の集計し、大学教育研究開発センターが点検評価し、次回に向けての改善を図ることになっている。

また、各学科・学年に指導教員を配置して、各学期の講義開始前に行われる学科ガイダンスにおいて、指導教員から成績表を一人ひとりの学生に手渡している。問題を抱えている学生については、別途、個別の面談を実施して問題解決に向けた指導を行っている。また、毎月開催される学科会に指導結果が報告されるとともに、問題解決にむけた方策が検討される。本学では、このような学生への決め細やかな指導で、個々の学生の学修状況を学科教員で共有し、学修指導の改善に生かすよう努めている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

今後の問題点としては、教育目的の達成状況の把握は、これまでの「学生による授業アンケート」が中心であったが、平成25年度後期から導入された相互授業参観の実施を踏まえて、達成状況の調査と改善策を講じる必要がある。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7-①の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7-①の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学には、大学生活全般にわたり学生の相談相手となる指導教員の存在がある。指導教員はゼミ担当の教員である。指導教員は担当学生 の精神面、学業面のみならず、友人や教職員とのトラブル等も含む学生生活の主要な相談者として機能している。

学生の抱える問題自体が大きく、指導教員単独での判断が困難な場合は、学生が所属する学科会議において、その学生に関わる教員と意見交換をし、また学生の状況を情報共有しながら、学生への対応を協議し、学科全体で見守り、学生を支えている。同時に学生の個人情報をもれないように配慮している。

加えて、科目担当の教員や事務局の職員も相談に来る学生に対してはその相談に乗り、一人では抱えきれない問題を持つ学生と向き合う姿勢を明確にしている。また、相談という意味では具体的な行動をとらない学生でも、会話をし様子を見守ることで、学生の陰ながらのサポートにも心がけている。小規模な大学がもつ利点である、学生と教職員との距離が近いことは、学生生活の安定にプラスに作用している。広義の意味での学生相談の役割を、指導教員を初めとする一般の教職員が、全体で担っている。また、カウンセリング業務に関わることは倫理上できないが、教員のなかには臨床心理士も複数いるので、指導教員等が不安をもつ際は、臨床心理士の教員が教職員の相談相手になる。

①健康面での支援

学生が安定した生活を営んでいくためには、健康面、経済面、学修面、課外活動などの側面が考えられる。学修については教育活動の項目で取り上げるので、それ以外の3項目について言及したい。

まず、健康面での支援として、学生相談室、医務室等の業務が考えられるが、本学では保健師資格をもった専任職員が保健室で週5日間、学生の健康面の安定を支援している。メンタル面の学生相談においては、従来単独で位置づけられていた学生相談室が、平成25年度より、より大きな組織「学生支援センター」のなかに組み込まれた。その結果、より充実した学生相談体制が機能すると期待されたが、専門の相談員が採用されておらず、保健室業務を担当する保健士が、メンタル面を含む学生相談者となっている。

学生が自由に意見を述べる仕組みとして機能している「意見箱」にも、数としては少ないものの、従来のカウンセラーの資格をもつ非常勤職員のいる相談室の開設を望む声が聞かれる。ただ、保健室のメンタル面での相談件数は、非常勤カウンセラーが相談業務にあたっていた過去2年間においても、そうでない時も違いはあまりなく、非常勤カウンセラーの不在が顕著にマイナスに働いているとは言えない。

充実している指導教員制度とフル回転している保健室業務に支えられて、学生たちは大学生活を大過なく過ごしている。今後は、狭義の学生相談である有資格者のカウンセラーの在り方を考え、広義の学生相談である指導教員制および教職員の学生とのコミュニケーションの円滑化を推し進め、更に新設された学生支援センター構成員による新しい学生相談への取り組みを軌道に乗せ、複数のセーフティネットを用意することで、学

生生活の更なる安定のための具体策を打ち出したい。

②経済面での支援

本学における学生への経済的支援は、学外資金によるものと本学独自の資金によるものとに分けられる。

学外資金によるものは、日本学生支援機構奨学金や都道府県教育委員会等で募集される奨学金などである。学内資金によるものは、入試種別や入試成績による学費の減免と学費納付の猶予等（分納・延納制度）である。

学費の減免は、入試成績による特待生制度、スポーツ奨学生、スポーツ推薦を対象としたものと、社会人、社会人編入学、特別社会人編入学、外国人留学生、帰国子女などによるものがある。

③課外活動の支援

本学が行っているサークルへの経済的支援には、学生会助成金、教育後援会助成金、同窓会助成金、その他ホッケーの海外遠征などの費用の援助がある。学生会助成金については、毎年クラブや同好会が増え、それに応じた助成がなされていることがわかる。今後も学生のサークル活動が活性化し、自主性が伸ばされることを期待したい。

新たに設けられた助成は、課外活動の活性化のため今年度より開始された東海学院大学同窓会サークル助成金である。これは、課外活動を通じた健全な人材の育成と東海学院大学の地位向上を旨とし、体育会以外の課外活動公認団体の活動に対し、東海学院大学同窓会より、連盟加盟費、交通費等について、全額または一部を交付するものである。体育会とは別枠とし、体育会系のサークルに属さない一般学生にもアクセスしやすい助成金とした。今年度の実績は年度末の報告を待ちたい。

また、学生生活課はサークル顧問教員のメーリングリストを作成し、常時情報交換をすることを可能にした。これによって、顧問の教員とサークルメンバーとの連絡も密になるように意図したものである。実際、このネットワークを通じてサークル長会議の日程を連絡し、サークル長たちの出席率が向上した。このサークル長会議は、サークル活動の健全育成のため、現在年3回開かれ折に触れての情報交換を行っている。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

健康面での学生支援として、今年度より「学生支援センター」が設置されたが、保健室、学生相談室、学外の医療機関との連携はまだ十分とはいえない。今後、指導教員や学生支援センターのキャリア支援部門とも連携しつつ、包括的な支援を進めることが必要であろう。さらに、経済的面では各種奨学金の利用を支援することともに、本学独自の授業料免除及び猶予などについても相談業務を広げていく必要があるだろう。スポーツや文化系のサークル活動は、大学生活の充実と活性化にとって重要な意義をもつ。今年度新たに開始された同窓会による助成制度はまだ十分に活用されているとはいえない。今後広く周知していく必要があるだろう。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7-②の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7-②の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

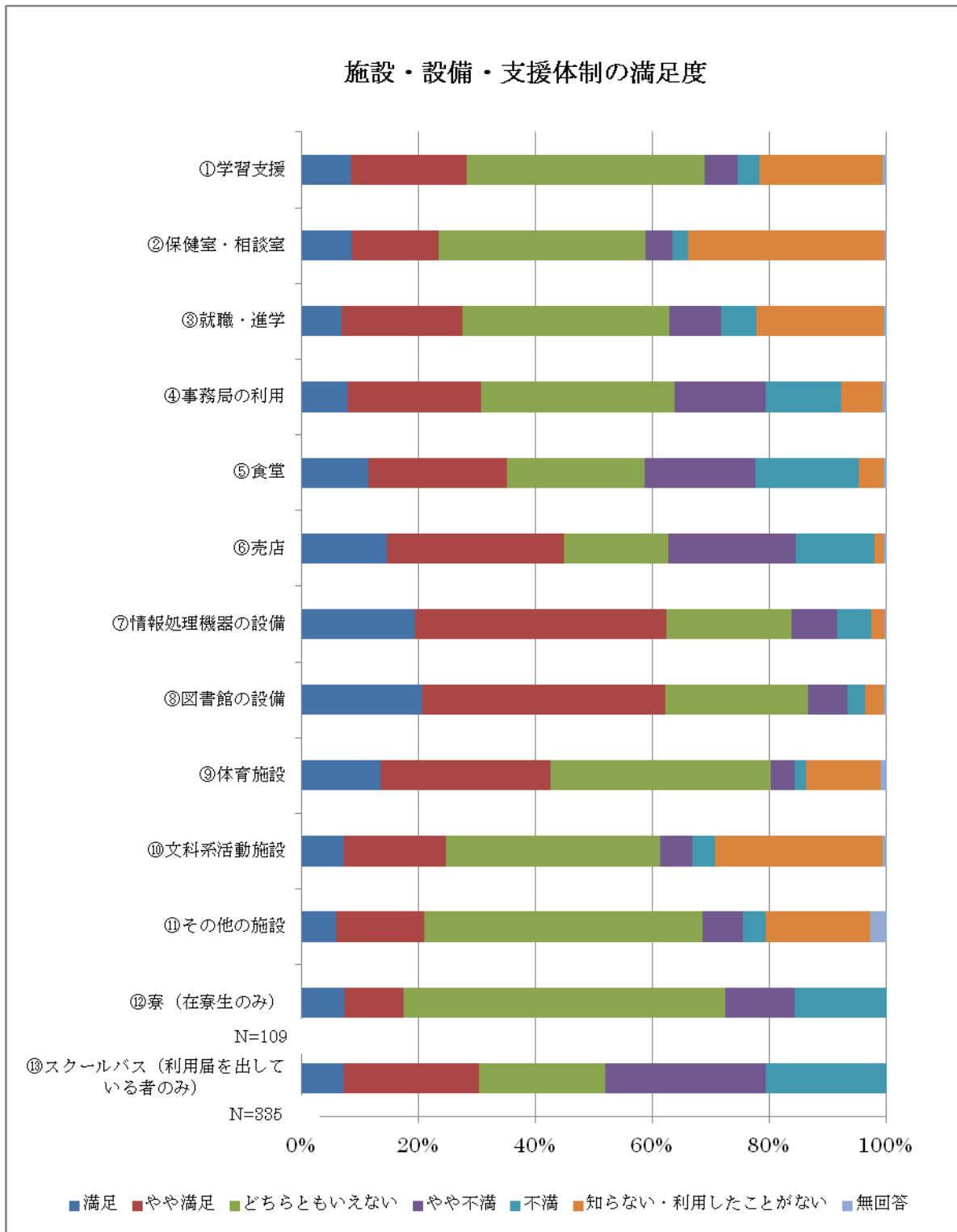
学生の意見・要望は、まずは指導教員が受けることが原則である。しかし、いつも指導教員が受けるわけではなく、学生が接しやすく話しやすいサークルの顧問などの教員や事務職員に相談する場合も多い。組織的な学生の要望のまとめ役としては学生会があり、6月と12月に開催される学生総会によって意見がまとめられる。

また、学生の意見や要望をくみ上げる仕組みとして、授業など教育内容については学生による授業評価、大学生生活一般については学生生活調査や意見箱などがある。また図書館においては〇〇で述べるように、図書やDVDなどの購入の希望を随時受けている。

平成 25 (2013) 年 12 月に実施した学生生活調査は、A. 学生自身のことについて、B. 住居および経済状況について、C. 食と健康について、D. キャンパスライフについて、E. 課外活動について、F. 不安・悩みについて、という 6 領域について尋ねている。キャンパスライフに関する質問項目から、学生サービスへの満足度を示す。全体として満足度は高いものではないが、多くの項目が「どちらでもない」が選択されている。寮やスクールバスの項目で満足度が低い。

学生からの個々の声である意見箱は学生控室に設置してあり、学生が適宜、意見書を投函できる。厚生委員会はこの意見箱の管理にあつており、月 1 度の委員会において内容を点検し、必要な場合は学内各部局にその内容を伝達することになっている。

学生サービスへの満足度調査結果



(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生の健康面での支援は、定期的に行われる健康診断と心身の不調を訴える学生の個別のケアによって実施されるが、心理的側面の支援を保健室、指導教員、学生支援センター・学生相談室が連携していくことが望まれる。

経済的な支援については、入試時に実施される特待生制度と毎年実施される授業料減免・猶予制度がある。学外奨学金制度の利用とともに周知を行い、安定した学生生活を送れるように支援する必要がある。

最後に、学生生活を多彩で豊かなものにするサークル活動や学生自治会の支援があげられる。学生の自主性を尊重しつつ、体育系サークルや文化系サークルの活性化を促すために、同窓会などとの連携を進めながら支援を進める必要がある。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

各学部学科の教育目的及び教育課程に即した教員の現員数は表 2-8-1 のとおりであり本学は、大学設置基準第 13 条の別表第一及び別表第二の基準を上回る教員を配置している。また、大学設置基準にある「設置基準上の必要専任教員数の半数以上は原則として教授とする。」についても各学部学科において設置基準上必要な専任教員数を上回る配置をしている。

大学院については、大学院設置基準の「大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員がこれを兼ねることができる。」に即して、学部教育との連続性と整合性及び専攻分野に配慮して学部専任教員 15 人が兼担しているが、加えて 1 人の学部に属さない専任教員を配置している。

表 2-8-1 大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数

学部	学科	基準	現員
人間関係学部	心理学科	7(4)	16(4)
	子ども発達学科	6(3)	12(3)
健康福祉学部	管理栄養学科	10(5)	15(5)
	総合福祉学科	12(6)	16(6)

※()内は教授の数

また、小学校教諭、幼稚園教諭及び中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状（公及び栄養教諭一種免許状等の教職課程に関する専任教員数は、それぞれ教職課程認定基準を満たしている。さらに、「東海学院大学学則」第 101 条及び同学則別表第 9 に定める社会福祉士並びに精神保健福祉士国家試験受験資格を取得させるための教

育課程に関する専任教員数、「東海学院大学学則」第 101 条及び同学則別表第 9 に定める保育士の資格を得させるための教職課程に関する専任教員数、指定保育士養成施設の基準を、「東海学院大学学則」第 101 条及び同学則別表第 9 に定める栄養士・管理栄養士国家試験受験の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、各関連法の基準をそれぞれ満たしている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任等については、「学校法人神谷学園任用規則」及び「学校法人神谷学園教育職員選考規則」に定め、大学設置基準第 7 条に基づき、教員構成の年齢的バランスに配慮しながら、教員の最終学歴と学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等を考慮して、採用・昇任人事を実施している。採用の結果は役職者会議の承認を得るとともに、教授会報告を経て、学長が理事長の承認を得ることになっている。なお、新採用教員は、「学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則」及び「学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則」に則り、任期制を適用することになっている。

FD 活動に関しては、平成 24(2012)年度までは、FD 推進センターが、授業評価アンケートの実施およびコメントやマニフェストを記載しての結果の公表、FD 活動・教授方法などの教職員研修会の実施を行っていた。平成 25(2013)年度からは、「大学教育研究開発センター」がその役割を担い、FD の実施を具体化するための教員相互の授業評価シートの開発など、PDCA による授業改善を図っており、現在このセンターが、各委員会の検討事項を考慮しながら、教員の資質、能力向上の取組みを計画、実施に移している。【表 2-8-2】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育実施のための体制の整備については、本学は、「東海学院大学学則」第 60 条及び第 60 条別表 4 に示すように教養科目を配置している。本学は、実践的教育を重要なこととしているが、これらは本学の伝統、校風から生まれ出たものであり、いずれも本学の教育において教養、感性、社会性、創造性、行動力等を高める特性をもつ。このように本学は、学生が親しみや楽しみを持ちながら本学の教育の根底にあり続ける建学の精神の修得が成就されるよう努めている。教養教育の重要性についての認識を創立以来、持ち続けてきている。このため、教養教育のカリキュラムは、教務委員会を中心に検討が重ねられてきている。なお、教養科目担当の専任教員については全体で 24 人が担当している。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員を確保し配置するため、また、教員構成の年齢階層的バランスを維持するために、大学院の若手研究員の育成や、各専門分野の研究者のみならず、社会や実業界で活躍する有識者や研究者などを必要に応じて登用していく。

教員の資質・能力向上のためには、教員評価の仕組みをさらに精確なものにするとともに、研修、FDをさらに推進する。研究活動を促進するために教養教育実施の体制は、現行制度をさらに積極的に活用するとともに、外国語教育や外国語による教育を進めていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管

2-9-② 理授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学は、大学設置基準に示されている教育目的の達成のため、東キャンパスと専用及び共用の施設がある西キャンパス及び学生寮（4棟）から成り立つ教育環境を有している。そのうち、東キャンパスの主要施設の概要は、表 2-9-1 のとおりである。なお、東キャンパスと西キャンパスは、公道の上を「東海ブリッジ」により接続されている。

また、校地、校舎については、表 2-9-2 のとおりの面積を有している。

表 2-9-1 東キャンパス主要施設の概要

名称	地上（階）	主要施設
本館	6	講義室、演習室、各学生用実験・実習室、学習支援室、心理臨床センター心理相談室、学長室、副学長室、教員研究室、事務局、保健室、学生食堂、各種会議室他
大学院棟	4	講義室、演習室、院生研究室他
体育館	2	研究室、トレーニングルーム、部室
東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館	4	閲覧室、大ホール、大セミナー室、中小セミナー室、情報学習室、事務室、売店他
クラブ棟（3号館）	4	部室（14）、大学祭実行委員会室、学生会室、サークル控室 ミーティングルーム、器具室
運動場		ソフトボール用他
テニスコート		ハードコート4面
多目的グラウンド		フットサル、ホッケー用他
ゴルフ練習場		8打席

表 2-9-2 大学設置基準と本学との校地、校舎面積の比較

	専用面積 (㎡)	共用面積 (㎡)	合計面積 (㎡)	設置基準上 の 必要面積 (㎡)	備考
校地	65,751.7	43,798.4	109,550.1	12,800.0	共用は東海 学院大学短期 大学部
校舎	15,491.7	11,276.1	26,767.8	81,38.7	

校舎等の配備状況は、全学共用の講義室が 17 室、健康福祉学部総合福祉学科専用講義室が 4 室、同学部食健康学科専用講義室が 11 室ある。講義室内、プロジェクター等の視聴覚設備が完備されている室は 3 室ある。演習室は全学共用が 11 室、専用が 2 室（健康福祉学部総合福祉学科、人間関係学部子ども発達学科各 1 室）ある。加えて学習支援室、情報学習室、学習室も設置している。また学生用実験・実習室等（情報処理関係教室含む）が 52 室設置している。その他、附属の研究施設、図書館、スポーツ施設等を配置している。

以下に主要な施設の概要を示す。

1. 健康福祉学部総合福祉学科及び心理学科関係実習室

介護実習室、入浴実習室、被服構成室を設置し、社会福祉士を目指す学生の介護技術習得、臨床工学技士及び救急救命士を目指す学生の技術修得のために有効活用されている。

2. 健康福祉学部管理栄養学科関係実習室

調理実習室、給食経営管理実習室、臨床栄養実習室、栄養教育実習室、実験室、機器室等を設置し、管理栄養士や臨床検査技師を目指す学生に有効活用されている。

3. 人間関係学部子ども発達学科関係実習室

ピアノレッスン室（8 室）、ピアノ練習室（15 室）を設置し、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生の自主的な練習の場を提供している。また、保育実習室（あそびの森）及び教育実習施設（絵ほんの森）を設置し、授業時以外に地域に住む親子を招き保育実践を行うなど有効に活用している。

4. 情報処理関係教室

学生のコンピュータ利用のために、マルチメディア教室（コンピュータ 55 台）、パソコン実習室（18 台）、IT パソコン室（37 台）、313 演習室（15 台）を設けている。上記教室のすべてのコンピュータから、インターネット及び学内 LAN に接続することが可能である。このうちのマルチメディア教室は、授業で使用されていない時間帯に限って午前 8 時から午後 8 時 30 分（一部は午後 6 時）の間で開放され、学生の日々の学習などに利用されている。

全学生は、入学時にアカウント登録を行う講習会を受け、ID とパスワードが付与される。また、シラバスを Web 上で検索できるシステムを構築している。全教員の研究室には、インターネット及び学内 LAN を利用できる教育研究用のコンピュータが設置してある。

5. 附属研究センター

本学には附属研究センターとして、心理臨床センターがある。心理臨床センターは、大学院人間関係学研究科に附属して設置され、心理相談室を運営している。心理相談室では外来相談を実施することによって、地域貢献を実践していると同時に、大学院生に実務研修の場を与えることにより、臨床心理士の養成も目的としている。

6. 図書館

平成 6(1994)年 9 月に、それまで短期大学部と本学とにそれぞれ置かれていた図書館を統合し、両大学の共用施設として、本学構内に「東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館」(旧「東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館」)の名称で開館した。「学ぶ」という従来型の機能に、「集う」「語らう」の機能を意識的に盛り込み、休憩・談話・イベント・講演会等の多目的な利用ができるホールや、講義・会議・公開講座等に利用できるセミナー室を備えた複合的な施設であり、学園のシンボリックな施設となっている。

現在の蔵書冊数は、合計約 22 万冊になる。その他、視聴覚資料(ビデオ、LD、DVD、CD、カセットテープ等)は約 7,600 点、所蔵雑誌は、和雑誌・洋雑誌合計で約 4,260 種である。また、従来の印刷媒体以外に、インターネットの利用やデータベース等の電子化された新しい媒体による資料の収集・保存・提供も増え、その環境整備に努めている。

毎年、新入生対象「文献検索講習会(基礎)」をはじめ、「卒業論文・レポート作成等のための文献検索講習会(応用)」、「新聞記事データベース講習会」、「心理学データベース講習会」を開催することで、学生・教員の教育・研究支援のため図書館利用の促進を図っている。

開館時間(開講期間中)は平日午前 9 時から午後 6 時 30 分、土曜日午前 9 時から午後 3 時で、平成 26(2014)年度の開館日数は 286 日、年間利用者は、約 41,000 名を数える。教員推薦図書のコナーや、学科関連の資料を展示する企画コナーを設けて、専門分野に関わる必読文献を並べ、学生の自主学習に役立つよう配慮している。その他、教養・レクリエーション等の軽読書コナーを設けることにより、気楽に図書館に親しみながら利用してもらえるような展示にも努めている。

7. 体育施設及びスポーツ施設

体育館、テニスコート(ハードコート 4 面、オムニコート 3 面)、運動場、ゴルフ練習場、多目的グラウンド(フットサル、テニス、ホッケーなど)、ホッケー練習グラウンドを設置している。体育館にはトレーニングルームが付設され、テニスコート、運動場、多目的グラウンドには夜間照明を完備している。これらの体育施設は、授業で

利用される他、学生のクラブ、サークル活動に有効に活用されている。また、体育館、テニスコート、多目的グラウンドについては、学外者にも有料ではあるが、一般開放している。

8. TGUトレーニングルーム

東海学院大学創立 30 周年を記念して平成 23(2011)年にオープンした。床面積約 400 m²の室内には、レッグカール、チェストプレス、ウェイトマシン、酸素カプセルなど多種類のトレーニングマシンやシャワー設備付きの更衣室を備えている。使用に当たり講習会を受けなければならないが、授業やクラブ活動、自主的なトレーニングなどの目的で日々、学生や教職員が活用している。

9. 東海食堂

学生食堂は、学生に人気のオープンテラス(36 席設置)を含め 311 席設置してある。特にオープンテラスは、中庭に面し自然を身近に感じながら食事が取れるスペースであり、開放感にあふれている。加えて、この中庭には学生の要望に応じて設置したガゼボ(東屋)があり、食事ばかりか語らいの場にも利用されている。なお、西キャンパスにも委託業者が異なる学生食堂が設置してあり、短期大学の学生と相互利用している。

10. さらまんじぇ・とーかい

「さらまんじぇ・とーかい」では、軽食や飲物類を提供している。学外者にも一般開放しており、来学者との交流の場となっている。喫茶室ながらもプロジェクター設備があり、学生や学内関係者、または学外関係者の研修施設として開放もしている。また、この他のいこいの空間としては、図書館内の大ホールや学生控室等が設けてある。

11. 学生寮

学生寮は、東海学院大学短期大学部との共用施設として一般学生のために 2 寮完備している。各寮とも、建学の精神に基づき、「自主的に規律された共同生活を通じて人間形成に資する課外教育施設」と目的を明確にした寮則、寮生会会則を伝統的に引き継ぎ、規律ある生活を守らせている。

12. 学生駐車場・駐輪場

206 台収容できる学生駐車場を大学正面に完備している。利用学生には学生駐車場利用許可証を発行し、任意保険加入の必要性を指導している。自転車通学者は自動車が出入りしない東門を利用するようにしており、東門近くに屋根つきの駐輪場を設置している。所定の場所以外での駐輪を禁止し、事故防止と学内活動の妨げにならないよう配慮している。

13. その他

校内に学生生活の支援に必要な、売店、クラブ棟等の福利厚生施設を設置している。

校内の各施設設備の内、エレベーター、消防設備、危険物貯蔵施設等の法令により定期点検が必要なものや設置することが義務づけられているものについては、専門業者と契約を結び、滞りなく実施している。修繕、改修が必要になった場合は、状況を把握して即座に対応している。校舎等建物の耐震性については、昭和 56(1981)年の建築基準法改正以前に建てられたものについては、専門業者に委託して平成 20(2008)年に耐震診断を実施し、平成 26(2014)年度に本館の大規模な耐震補強工事を実施予定である。

火災等の災害対策としては、災害の発生した場合を想定して、避難経路図を施設内適所に表示してある。また、年 1 回、学生の防災訓練も実施している。【資料 2-9-2】

平成 16(2004)年度より、障害を持った学生を積極的に受け入れるために、バリアフリー化についての抜本的な見直しを検討した結果、車いすでも大学正門から正面玄関までの約 200mの通路を安全に通行できるように、また正面玄関からほぼすべての校舎内施設へ移動が可能となるように、建物、トイレ、エレベーター（車いす用操作パネルの設置を含む）、ドアの自動化の工事を実施した。また、総合福祉学科所属教員が、調査結果に基づき、事務局において障害を持った学生の事務手続き等を行いやすいように、調度品や物品の設置場所等のレイアウトを変更するなど、学生への細やかな配慮も図っている。

防犯対策として、事務局職員の勤務時間外となる午後 6 時から午前 9 時の間は、専門の警備員 1 人を配置している。年末、年始を除き年中この体制である。学内の巡回はもちろんのこと、1 人は必ず電話等連絡がとれる場所に待機しており、緊急時にも即座に対応できる体制がとられている。さらに、事務局には、学生及び教職員の個人情報に集中していることから、外部からの侵入者を防ぐため、警備員が仮眠している間は機械による警備システムを導入している。平成 21(2009)年度より、総務部に危機管理を専門に担当する職員 1 人を配置し、徹底を図っている。

教育研究施設とともにこれらの福利厚生施設の清掃は、数名の用務員が常に清潔で使いやすい状態であるように心がけて清掃や管理業務を担っている。図書館、体育館、情報処理関係教室、実験室等の特殊な施設設備については、用務員のみならず担当教職員も日常的に維持管理を心がけている。施設設備等の維持管理は、総務課がその責務を担っている。安全性を第一に各施設が有効に運営できるよう点検業務を行うとともに、改修、改善等の要望があった場合は、すぐに対応できるよう関係部署、用務員、専門業者と連携を図っている。これら施設の内、講義室や演習室等の教室の維持運営は、総務課と教務課の連携を中心に行われている。また、これら教室は、授業に使用することが最優先であるが、空き時間には所定の手続きにより、クラブ、サークル活動や学外者にも開放している。

体育施設関係は、学生生活課が管理運営を担当している。体育館は、体育実技等の授業で使用している他、クラブ活動等により、ほぼ毎日の稼働となっている。テニスコート、多目的グラウンド、ゴルフ練習場も有効に活用しており、適切に維持管理、運営している。

各施設設備は、本学東キャンパスを中心に、西キャンパスに本学専用と共用の施設

があり、有効に活用している。特に、図書館や情報処理関係教室は学生の要望に応え、利用しやすい環境を提供している。体育施設は、学生のクラブ活動を重視し、トレーニングルームや夜間照明設備を完備するなど施設の充実に努めた結果、一定の効果を上げている。附属研究センターは、それぞれに教育と地域貢献に一定の役割を果たしているが、今後もいっそう地域に密着した大学であるよう努めていく。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、1クラスあたり平均30～40人であり、教育効果を十分に上げられる人数になっていると判断している。講義科目は、基本的には1クラス単位で授業運営を行っているが、学科目によっては、2クラスもしくは3クラス合併（60～80人）の授業も開設している。また、実験、実習、演習、プロジェクトデザインⅠ・Ⅱ等の実技や演習を伴う科目は、1クラス単位（30～40人）で運営している。英語科目や数理科目では能力別にクラスを再編成しており、英語科目は1クラス20人下、数理科目は1クラス60人程度で運営している。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

IT技術の進展に合わせ、ネットワーク環境の整備やデジタルライブラリーとしての図書館の機能充実を図っていく必要がある。

施設・設備に係わる特に大きな問題はないが、現状の各施設設備が、適切に維持管理、運営されているかを確認した上で、施設設備に対する満足度調査等アンケートを定期的の実施していく。学生からの要望を主に、教室関係の現状を把握している教務課、体育施設や福利厚生施設の現状を把握している学生生活課をはじめとする関係部署との連携により、社会の変化に即した教育研究環境の整備に努める。校舎の耐震性については、補強工事等の検討事項について中・長期的計画を策定して引き続き適切な対応を進めていく。施設設備の維持管理は適正に行われているが、保守・点検は今まで同様に継続的に行う。バリアフリー化については、教育研究設備全体のみならず、地域社会の学習拠点としての自覚を持ち、整備を図っていく。防犯上の安全性は、セキュリティーシステムの導入も含めハード・ソフトの両面からの対応の強化を進める。

[基準2の自己評価]

本学は、建学の精神及び学是「ひとづくり」に基づき、各学部学科で定められた教育の目的を達成するため、「3つのポリシー」を明確にして学生を受け入れ、充実した学生生活や社会の要請に応えられる教育内容を確保している。

また、多様化した入学試験制度及び試験方法の周知を図り、幅広い学生募集を行い、入試判定も適切に行われている。受入数の維持については、今後も平成24(2012)年度より取り組んできた「メディカル・プラン」を中心に特色ある教育を明確に打ち出し、教育・研究を充実させ入学者数の適正化を目指していく。

授業は、学部学科、大学院研究科それぞれの教育の目的に沿って適切に実施されている。本学では、学是「ひとづくり」に表現されるように、幅広い教養による人格の陶冶

と、それぞれの分野の専門的知識や技術・技能を修得した社会的に有用な人材を育成するという使命の下に教育課程を編成している。もともと教育課程の編成方針として幅広い教養を身につけるための「教養科目」と、資格取得に必要な科目の一部を「自己設計科目」として全学共通に配置し、「学部共通科目」と専門領域を究めるための「学科専門科目」を配置するという編成であったが、平成25(2013)年度からは、平成26(2014)年度開設の医療系の資格取得に着眼したカリキュラムへと再編成し、教養教育と各学科の専門知識や技術の修得による人材育成という目標の達成に向けて、教養科目、専門科目、自己設計科目、自由科目を再配置していく。

本学は創立以来、指導教員制を取りながら、学生の学修支援体制の整備に努め、教員と事務職員が協働して学生の教育のためのきめ細かい対応を図ってきた。教員の研究室は、個室もあるが、複数の教員との合同研究室を設け、学生の修学相談など常時対応できる体制を整えている。さらに全教員がオフィスアワーを設定し、学生への対応を行っている。また、学期毎に「授業評価アンケート」を実施し、その意見を集約し結果を授業に反映させている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則及び学位規程等により基準を明確にし、厳正に適用している。

就職支援に関しては、就職委員会とキャリアデザイン課が連絡を密にしながら、入学時から卒業まで、ガイダンスや各種研修会を開催するとともに、学内企業説明会も開催している。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫は、学部学科や研究科のそれぞれの目的に沿って適切に行われている。全学的な調査等の結果は報告書にまとめられており、教員はそれらを資料として活用するほか、シラバスに反映させ、授業方法を含めて学修指導等の改善に当たっている。

学生生活の安定のための支援として、学生生活委員会をはじめとする関連の委員会クラス担任・副担任制、事務局学生生活課、学生相談室、保健センター等が組織され、適切に組織されている。

学生の意見・要望を反映させるために「学生生活調査」や「学生会相談会」の開催、「学生意見箱」の設置等があり、適切に機能している。

本学は、大学設置基準を上回る教員数と、資格関連の指定基準に即した教員を配置している。教員組織編制方針とその採用、任用、昇任については、規程に定め、適性に運用される体制を整えている。

FD活動に関しては、「FD委員会」において、教員の資質・能力向上の取組みを計画し、実施している。

校地、校舎等の学修環境については、立地状況に適したものとなっている。施設の管理は、安全性を確保している。学生寮については、学生同士の交流を図りながら快適な寮生活を送れるよう配慮している。図書館は、憩いの空間としてのアメニティ機能を持ちながら、学生の教育や研究に役立てられている。各授業の受講生は、一部の選択科目を除き概ね適切なものとなっている。

以上の事実を総合的に判断し、本学は入学から卒業までの在学中やその後の生活における社会性、人間性等を含め、総合的に適切な学修・育成を行っていると評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人神谷学園による東海学院大学の管理運営体制は、「学校法人神谷学園寄附行為」「学校法人神谷学園理事会会議規則」等により、理事会、評議員会の役割等が定められており、「学校法人神谷学園組織規則」により、法人及び大学の事務組織・所掌事務が明確に定められるなど、適切なものとなっている。

大学の管理運営体制については、学長の下に役職者会議、教授会、及び各学科に学科会が置かれ教育研究に関する審議や連絡調整が行われている。また大学と法人本部、及び付属幼稚園との円滑な運営のための連絡調整機関として「学校法人神谷学園運営協議会」が置かれ、各部署の役職員の意見の交換の場となっている。

大学の運営に関する規程は、「学校法人神谷学園運営協議会規則」「東海学院大学学則」「東海学院大学役職者会議規則」「東海学院大学教授会規則」等で明確に定められている。また、法人及び大学に関する諸規程等は、「学校法人神谷学園諸規程綴」として編纂され、関係部署に設置され適宜関係者に利用されているほか、毎年度当初に新規採用をはじめとするオリエンテーション時に主な規程について説明するなど、関係者の周知や理解に努めている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成 24(2012)年 6 月に新しい構成員による理事会が発足し、理事長を中心に、建学の精神を基にする大学の中・長期的展望が検討される中で、法人及び大学の運営の現状を調査研究し、課題を洗い出す作業が全学的に行われ、課題や問題点について改革や改善が進められた。建学の精神に基づき、半世紀以上継承されてきた様々な規程、規則、細則や慣行等であっても、教育・研究について時代錯誤的なものや実務上メリットにならないものなどについては大幅な見直しや改善が進められなど、理事長及び理事会の取り組みについて全教職員に大学改革の推進を協力要請する中で、年度初めの事業計画書に表明された数々の教学の改革や改組転換が行われた。このように、大学においては、高

等教育の環境の変化に即応しつつ、建学の精神に基づく教育の質の向上のための絶え間ない努力が払われている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

法人及び大学の運営にあたっての学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守は、法人においては、「学校法人神谷学園寄附行為」をはじめとする諸規則、「学校法人神谷学園寄附行為実施規則」「学校法人神谷学園運営協議会規則」「学校法人神谷学園理事会会議規則」等により適切に行っている。

「利益相反」等も規定し遵守している。大学においては、「東海学院大学学則」により学校教育法及び大学設置基準を遵守している。

教職員については、「学校法人神谷学園就業規則」等を規程し、遵守している。また、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会」「学校法人神谷学園研究費不正使用防止計画推進室設置要項」及び「学校法人神谷学園公益通報に関する規程」等を規定し、遵守している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

基準 2-9 の教育環境にあるように、校内には、学生生活に必要な各施設が設置され、学生寮とともに有効的に利用されている。校内の設備については、用務職員が学内の清掃活動とともに見回りを行い適切な管理に努めている。教育施設については、教職員の協同による管理も行われており、不備があれば総務課に連絡され、改善が行われている。禁煙については全館禁煙となっているが、安全上の配慮から指定喫煙場所が校舎の外部に設けられている。

人権・安全性に配慮するため、「学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報取扱いについて」「学校法人神谷学園セクシャル・ハラスメントの防止に関する細則」「学校法人神谷学園危機管理規則」「学校法人神谷学園防災管理規則」等を整備し、学生及び教職員に周知している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則 172 の 2 の教育研究活動の情報公開は、全ての項目について本学ホームページで公表している。

また、資本収支計算書、消費出資計算書、貸借対照表、財産目録、監事監査報告書などの財務情報は、本学ホームページで公表している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学などの高等教育機関を取り巻く社会環境は、18 歳人口の激減とともに急激に変化し、大学教育も益々、その教育目的や教育方法のあり方、そして社会的役割の真価を問われる時代となってきている。このような状況を全学的に認識しながら社会の要請に応え、信頼されうる教育機関を目指し、時代に即応できる運営体制の整備に努め、法人及

び大学の経営の規律と誠実性を維持していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

「学校法人神谷学園寄附行為」第 16 条で定められているように、法人における戦略的意思決定は理事会が行っている。また、第 12 条で法人の代表を理事長とし、その業務を総理する旨規定している。理事会を組織する理事には第 1 号理事に大学学長、評議員のうちから評議員会において選任された者である第 2 号理事には大学教員 1 名、元大学教員 2 名、学識経験者のうちから理事会において選任された者である第 3 号理事として、学外者 3 名の計 7 名が就任している。理事会は通常、ほぼ毎月の定例会及び必要に応じて開催しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規定の改廃、設置している各学校の学部学科の構成等について審議・決定、学則に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。監事は常時 2 名が出席し、審議事項について意見を述べるなど法人の業務の監査等を行い、適切に機能している。

同「寄附行為」第 19 条では、評議員会の設置を定め、第 21 条において、理事長は、あらかじめ「1. 予算・借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項、2. 事業計画など重要な 8 項目」について評議員会の意見を聞かねばならないこととしている。また、同「寄附行為」第 22 条には、評議員会の意見具申等を定め、第 23 条に掲げられる第 1 号から第 4 号に従い選任された 21 名の評議員がそれぞれの立場から法人の経営に参画するなど、理事会と評議員会の相互のチェック体制が採られている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

急激に変化する現代社会において大学の管理・運営を適切に行っていくために、法人の意思決定は的確かつ迅速でなければならない。大学の使命・目的の達成に向けて、今後とも現在の運営体制を継続しながら、時代に即した的確な意思決定を可能とするような理事会の機能や人材登用に努めていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

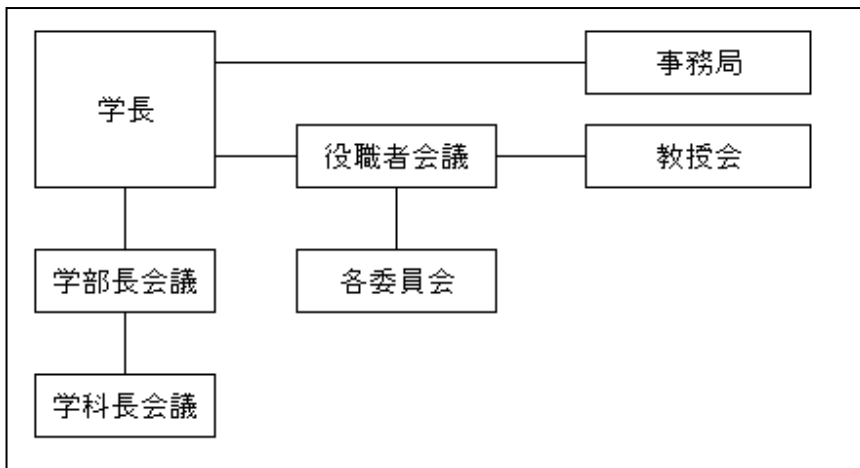
「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意志決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の教学の様々な意思決定組織は、図 3-3-1 に示される。大学においては、理事会で決定される中長期・短期の経営方針を基本としつつ、学長の下での学部長会議、学科長会議で運営方針が提案され、役職者会議で決定された後に教授会に諮られ、承認・報告される。また、学生の入学・卒業判定及び在籍に関することは、学部会議及び学科会議で検討され、必要に応じて、各種委員会でも検討が行われる。大学では、各組織の権限と責任を明確にしながら、トップダウン方式とボトムアップ方式が上手く機能させた意思決定が行われている。

図 3-3-1 大学の意思決定組織



3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学を代表し、「東海学院大学学則」第 17 条 2 に「校務をつかさどり所属職員を総督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する」と規程されている。第一号理事及び第一号評議員でもある学長は、理事会の経営方針を踏まえ、大学の教学の運営の責務を果たすため、教学部門の補佐役である副学長、また事務部門を統括する事務局長を置き、学長の権限の強化を図るとともに、各委員会及び学科会の各組織との連携機能を活用しながら、役職者会議、教授会の議長として、リーダーシップを発揮している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、現状の機能を維持しながら、学長の効果的かつ適切なリーダーシップの発揮

に努めていく。また、本学学長は、設置法人の理事長を兼ねており、理事会、評議員会、運営協議会との意思疎通や連携を密にすることが可能で、副学長や事務局の補佐のもと、その点でも学長のリーダーシップは充分にとれている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

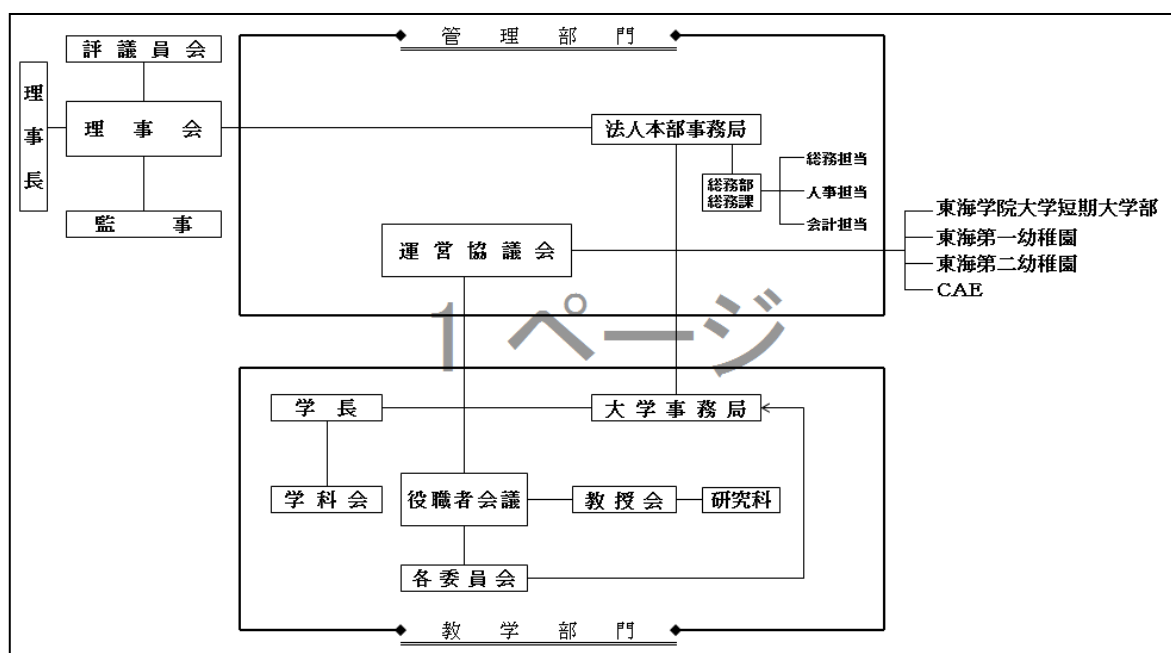
「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の管理運営に関わる役員については、学校法人神谷学園寄附行為等により、理事会に、大学より学長及び前学長、元法人本部事務局長、元大学事務局総務部長の4名、評議員会では、9名の教職員（教員6名、事務職員3名）が入り、大学の立場から意見を述べている。また、大学教学の各種委員会（全16委員会）には、事務局から関連担当職員が構成員として参加するという教職員の協同的な組織となっており、教職員同士のコミュニケーションによる意思疎通や様々な連携が図られている。

図 3-4-1 学園管理運営組織図



3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会は、経営方針及び管理運営の最高意思決定機関として明確に位置づけられている。学長は、役職者会議及び教授会とともに教学の運営について責任及び権限を有し、大学経営と教学運営の機能分担と相互の連携のためのリーダーシップを図っている。本学園のガバナンスとしては、「学校法人神谷学園寄附行為」を定め、監事の監査機能について規定している。寄附行為の監事定数は2人で、平成25年5月現在、非常勤で2名の監事が選任され、常時2名とも理事会に出席し、法人の業務の監査等を行っている。また、「学校法人神谷学園内部監査規則」を定め、理事長が職員の中から選任した内部監査室長と監査担当者が、法人の業務について、諸々の活動の有効性や適法性、会計処理、財産管理及び事務の効率性など監査等を行い、必要に応じて理事長に意見を述べることとしている。このように、教育・研究の質的充実を目指すという大学の教学の方針と、経営方針とは、教学組織と教学事務組織及び法人本部の各部署間の日常的な連絡や意思疎通を通じて相互にチェックが行われ、ガバナンスは適切に機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

大学の教育及び研究の質的向上を恒常的に図っていくために、理事会の第1号理事でもある学長（副学長の補佐的機能を含む）の指揮のもとに、図3-3-1に示される教学組織を通じて相互の連絡・報告や調整が行われる中で、学科・学部内の様々な問題が、学科長や学部長による一次的解決、または、問題の程度に応じて委員会などの各関連部署との協同作業による二次的解決、さらには全学的な連絡・調整、審議による解決というように、学長のリーダーシップと組織のボトムアップ機能が融合したバランスのとれた適切な教学運営が行われている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

教学の組織の形と機能については、平成23年度より、トップダウンとボトムアップのバランスのとれた意思決定のために有効で的確な組織編制の検討や見直しが行われてきており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた体制として適切に機能している。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

「東海学院大学学則」に基づき、全学的な管理運営は、同学則第 17 条により、学長及び副学長があたっている。学長の下に学部長、研究科長、図書館長、学科長を置き、毎月 1 回定期的に学長が議長となって、大学、大学院の教員の他に事務局からの事務局長や各担当部署の課長職員も構成員となっている、役職者会議を開催し、【資料 3-5-2】大学の管理運営上の諸問題について協議決定を行っている。学部の管理運営については、同学則 1 条に基づき学部長と学科長を置き、学科長が学部長を補佐し、学部長は学科における教育・研究上の種々の案件を処理している。また、学科会での協議や連絡事項は役職者会議で協議・検討された後、教授会で諮られている。

学長、研究科長、学部長、学科長、附属図書館長その他の主要な役職者の任命については、「学校法人神谷学園就業規則」「任用規則」「東海学院大学・東海学院大学短期大学部学長任用規則」「学校法人神谷学園教職員選考規則」「学校法人神谷学園における専門助手に関する規則」等に基づき大学の役職者会議の決議を経て行う。また、「東海学院大学教授会規程」に基づき教員が委員となる委員会が置かれ、各委員会は各々の案件や課題について、各学科から選出された教員及び関連部署の事務職員を構成員として、協議処理している。以上のように役職者会議、教授会、学科会、各種委員会等、大学の管理運営に関して、権限が適切に分散され、責任も明確化された効果的な執行体制を確保している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人は、大学の管理運営を適切に行うため、「学校法人神谷学園組織規則」「学校法人神谷学園文書管理規則」「学校法人神谷学園文書管理細則」等を定め、事務組織及び所掌事務等を適切に行っている。

「学校法人神谷学園組織規則」の通り事務局に総務課、教務課、学生生活課、入試広報課、キャリア・デザイン課、図書館、保健室、学生相談室を置き、専任職員 27 名、非常勤職員 6 名が配置されて学生の大学生活や教員の教育・研究について支援を行っている。また、管理栄養学科に助手 4 名が配置され教育の支援を行っている。職員の資質・能力向上の機会の用意については、平成 22 年頃から定年退職者が増加し、平成 24 年度以降も定年退職者の続出と若い新人との交替により、管理職層の職員が急激に減り、代わりに経験の浅い職員や新人が多数を占めるようになってきた。このため、以前は頻繁に行われていた職員会議、意見交換会や研修会の機会を減らし、外部の事務関連業者に委託しての OJT や勉強会が行われている。また、職員が希望すれば、資格所得や専門的知識の習得のためのセミナーといった外部組織の主催する研修会などの参加も積極的に認めている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

グローバル化や高度の情報化の進展と、18歳人口が減少し社会や産業構造が大きく変貌していく中、そのニーズに対応した高等教育を進めていくためには、より高度な知識や対応能力を有する事務職員の業務が不可欠である。事務職員の能力向上のため、中堅職員を対象とする研修会を開催し、今後求められる能力や資質の向上を図る。若手職員についても学外の研修会への積極的参加を奨励し、学内での勉強会や教学組織の各種委員会と関連部署との積極的な意見交換や意思疎通を図り、教員と事務職員全体で、教育の課題や問題を共有し解決していく体制を整えていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務の基本的な方針を「盤石な経営・財政の安定に基づく教育、研究の充実と発展」とし、安定的な収入財源を確保する中で、わが国の社会・経済を背景とする高等教育環境の将来や社会ニーズを見据えた特色及び教育力のある質の高い教育サービス提供を展開していくための財政体制、財務指標数値に基づくリスクマネジメント体制の構築を常に実践している。中長期的な財政計画としては、毎年度 2 年～8 年先までの施設設備整備計画案に対応する財源確保を中心に策定している。

年度毎に「学校法人神谷学園事業計画」を策定しており、各学校・予算部門単位で立案された中長期計画は、理事会の審議・決定を経て各年度の予算に反映が図られる。各年度の事業計画の立案にあたって、大学（学長、副学長、大学事務局課長等）が、教育研究の充実や施設設備の維持・管理に基づき予算編成の基本方針を作成し、これを法人へ提起するようになっている。予算編成の過程では、法人は消費収支のバランスを中心に教学からの要望をもとに法人（法人事務局長、総務部課長、財務担当者）と大学との総括的な審議を経て予算原案を作成している。予算原案は、理事長と折衝の上、最終的に評議員会、理事会で審議し承認されるシステムに従い、適切な予算編成が行なわれている。

情報公開については、大学の社会的責任に基づく教育・研究の成果及び財務情報の公開の充実を図り、関係者や社会に説明、情報発信し続けることにより本学の社会的責任を果たし、信頼と存在価値を高めることを通じての安定的な収入確保を目指すため、財務諸表を大学ホームページに公表している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の現状は、安定した教育や研究の遂行のために必要かつ十分な財務の基盤を有している。外部負債はなく、収支のバランスは確保されている。学園全体として収支、財政状態、資金維持、教育研究経費等の水準は健全である。また外部資金の獲得については、科学研究費補助金の申請件数、獲得件数ともに外部資金の獲得実績が上がっており、安定した財政基盤の確保が保てるように努力を行っている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、新入生の安定的な確保に努め、学生数の増加を図り、財務状況の改善や向上に取り組んでいく。科学研究費補助金等の外部資金についても、引き続き教員の研究環境の整備を進め、確保に努めていく。教育改革や新しい時代の教育に対応できる学園校舎の整備や建設を行うなどの中長期計画に基づき、少子化の進展による学生数の減少を見据えて収入の予測の厳格な策定を行い、その中で教育のために最大となる効果を生み出す予算を検討していく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

予算執行については、「学校法人神谷学園経理規則」「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規定」「資産運用管理規則」に基づき原義及び決済をし、契約や発注を行っている。決算処理については、法人監事及び監査法人による明確で厳格な監査を受けている。

文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の研修会には随時会計担当者や、内容によっては大学事務職員が参加して会計知識の向上に努めている。日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等への問い合わせや指導・助言を受け、日常的にも適正な会計処理の実施に努めている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園は、公認会計士により会計監査を受けている。監査は6人の公認会計士により各々年間11日間にわたり、元帳及び帳票類等の照合、計算書類の照合、業務手続の確認等を行っている。本学園での監査日以外でも、公認会計士との電話やデータの送信等により、常に正確な事務処理について指導助言を受け対応している。監事は会計監査に立ち会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。公認会計士による監査及び監事の監査は適切に行われており、本学園の学校部門の計

算書類、財務諸表、及び学園の財産目録は、学校法人の財政状態及び経営状態を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されていると評価する。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士、税理士及び監事との連絡を密にして今後も適正な会計処理に努めていく。また、事務職員の会計知識の能力向上を図っていく。

[基準3の自己評価]

大学の管理運営体制は、「寄附行為」にも明示されているように、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を見据え、中長期計画を策定し、単年度毎の事業計画を立案し実施している。理事は法人の職務を執行し、監事は、文部科学省が主催する監事研修会に参加するなど、常に本学の業務状況、財務の執行状況を綿密に監視できる体制がとられている。また、これらの業務の遂行が適切に行われているかをチェックするために学内に「監査室」を設けており、公認会計士による監査と、監査体制を整え、ガバナンスの強化を図っている。

本学は、理事長が学長を兼ねており、理事会や教授会で決定された教育の目的の遂行のための意思決定など学長のリーダーシップは、十分に発揮されている。法人の理事・監事及び評議員については、評議員は大学教育研究活動に携わる教職員、卒業生、その他幅広い範囲から選出しており、管理運営に対して幅広い意見や助言を行っている。

若手事務職員の育成が急務であり、学内外での研修会参加や勉強会を通じて、能力・資質の向上を図っていく。

環境問題、エネルギー対策、防災等の安全対策は今後も積極的に取り組んでいく。財政基盤については、中期財務計画に基づき、収入の予測の範囲内で最大限の教育効果のある予算を組むなど、収支バランスの安定を図っている。

会計処理は、学校法人会計基準等に従い、監事立会いのもと、公認会計士による監査を受け、適正かつ厳正に実施されている。

以上のように、本学の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、理事長・学長のリーダーシップにより、中長期計画を立案し、適正な組織、監査体制、厳正な会計処理が行われていると評価する。少子化の進展と社会経済情勢の変化に伴い、地方の私学にとっては、ますます厳しい経営を迫られることが予想される。社会が求める質の高い教育と研究、さまざまなプログラムによる学生生活の支援、教育・研究や芸術やスポーツ等を通しての地域や行政との連携など、大学の存在価値をこれまで以上に高める努力をしていくことにより今後も安定した財務基盤の維持に努めていく。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指して、平成 3(1991)年文部省の『大学の設置基準大綱化』を受けて、平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」、「基本事項検討委員会要項」、「各種点検実施委員会要領」を制定し、点検項目毎の実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し、整備、点検、見直しを始めた。平成 11(1999)年に『大学設置基準が改正』され、自己点検・評価の実施が義務付けられてから、大学の自己責任と説明責任を果たすための第三者評価が義務化され、平成 14(2002)年学校教育法第 69 条の 3 の改正により、認証制度の導入が定められて認証評価機関で、認証評価を受ける必要性により、それまでの「自己点検運営委員会」は、平成 17(2005)年に「自己点検・評価運営委員会」に編成し直された。さらに、平成 18(2006)年には、「自己点検・評価運営委員会」は「自己点検・評価推進特別委員会」と改称し、自己点検・評価のための基本組織を整備した。その後、「自己点検・評価推進委員会」は、受審機関である日本高等教育評価機構の方針に沿って、基準毎の部会を設け、「自己点検し、評価する」組織体制を確立して、評価活動の展開に努めてきた。「自己点検・評価推進特別委員会」として再組織化を行い、強力な推進体制を構築した。

本学では、平成 11(1999)年に「自己点検・評価報告書」を刊行し、自己点検・評価を開始した。平成 17(2005)年に第 2 回目の「自己点検・評価報告書」を刊行し点検・評価を進めている。このような自己点検・評価活動を踏まえ、平成 21(2009)年 7 月に「自己点検評価報告書」を取りまとめ、日本高等教育評価機構の認証評価に活用するとともに、平成 22(2010)年 3 月に同機構の定める大学基準に適していると認定された。平成 19(2007)年の男女共学化を契機として東海学院大学として新たな歩みを始めてからも、本学の使命と目的、学部学科のディプロマポリシーを実現するための重点目標と具体的な行動計画を明確に掲げ、毎年の「年度計画」「年度報告」をもとに自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「年度計画」に反映させるなど、PDCA サイクルによって改善・改革を着実に進める体制を整備している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価体制は、大学院も含めて、学長の責任のもとに、「自己点検・評価推進特別委員会」「大学教育研究開発センター」が、本学の自己点検・評価の基本方針に基づき、自己点検・評価を行い、報告書を作成するというものになっている。「大学教育研究開発センター」は、教員の教育研究活動の向上や能力開発を検討・実施するために活動しているが、「自己点検・評価推進特別委員会」と連携をとりながら、原則年度毎に自己点検・評価を実施し、役職者会議、教授会、各委員会等の各部門にフィードバックし、改善を行っている。このように本学では、自己点検・評価は、第

一義的には校務を分掌する各委員会において行い、各委員会では、委員会での審議の
のち、教授会に提出するため、実際に実務を担当した委員による点検と、全教員の点
検が行われているなど、自己点検・評価を行う体制が整い、適切に実施されている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

4-1-①で述べたように、本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指
して、平成 4(1992)年に自己点検・評価の活動に必要な運営規約を制定し、実施委員
会である「自己点検運営委員会」を組織し点検、見直しを始め、平成 7(1995)年に「自
己点検・評価(中間)報告書」を刊行し大学教職員に配布した。平成 11(1999)年に第 2
回目の「自己点検・評価報告書」を、平成 17(2005)年に第 3 回目の「自己点検・評価
報告書」を刊行し、平成 21(2009)年 7 月に「自己点検評価報告書」を取りまとめ、財
団法人日本高等教育評価機構の認証評価受審に活用した。その後、自己点検・評価活
動は、平成 25 年度、26 年度と報告書にまとめ、結果のフィードバックと改善に努め
ている。なお、本学独自の自己点検・評価の一環として、「授業アンケート」「学生生
活満足度調査」「図書館活動状況」「保健室、学生相談室活動状況」「キャリアデザイン
活動状況」「入学試験結果」等の年度活動報告書が年度末に作成され、役職者会議、教
授会、各委員会等の各部門にフィードバックし、次年度の活動での改善に反映させ
てきている。今後は毎年度の報告書の作成と大学ホームページでの公開を行って
いく予定である。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価書の作成体制は、全学的により効果的な自己点検・評価作業を行っ
ていく。また、前提となる各委員会総括については、分掌の違いが大きいことから、
所属委員以外の教員でも内容理解を容易にすることを目指して、可能な範囲で書式の
整合性を図っていく。

平成 27(2015)年度は、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を
受審する計画になっており、『大学機関別認証評価受審の手引き』に沿って、自己点検・
評価を実施していく。また、自己点検・評価の適切性という観点からも、自己点検・
評価の実施体制について、必要に応じて適宜見直しをしていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成11(1999)年に第1回目の「自己点検・評価報告書」を刊行してから、本学の自己点検・評価では、大学の基本データは5月1日現在で各関係部署の代表者が責任を持って調査・作成したものを用いている。自己点検の報告書の作成時には、各項目のワーキンググループの責任者は根拠となる資料やエビデンスを集め、報告書を作成している。このように、本学では、自己点検・評価にはエビデンスに基づいた透明性の高い評価を行っている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

昭和56(1981)年の開学以来、本学では、教育の目的や教育課程、教員の研究は言うまでもなく入学試験、学生生活、クラブ活動、学生の就職活動の応援、保健室による学生の心身の健康管理など、大学の使命に基づく教育目的を果たすための諸活動を遂行し、課題があれば改善するということを定期的に行ってきた。このような課題の掘り起こしや問題の発見は、十分な調査・データの収集と分析により可能となる。データ収集は事務局各課が業務分掌に応じて行い、蓄積されたデータについて必要な集計と分析を行って自己点検・評価書の執筆に用いている。

本学では、「学生生活調査」や「授業アンケート」「保健活動年間報告」などの例のように、関係部署毎に現状把握のための十分な調査やデータ収集を行っている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価報告書は、事務局に常備し、事務職員、非常勤講師等の関係者が必要に応じて閲覧できるようにしている。

平成7(1995)年「自己点検・評価(中間)報告書」及び、平成11(1999)年「自己点検評価報告書」及び、平成14(2002)年「自己点検評価報告書」はまとめられたものを大学教職員に配布した。平成17(2005)年「自己点検・評価報告書」を作成し、大学教職員に配布し、学外に対しては全国の大学に送付し、公表した。また、平成19(2007)年「自己点検・評価報告書」を作成し、大学教職員及び学外に対しても全国の大学に送付し、公表した。今後とも、継続して自己点検・評価し、社会への公表については、本学ホームページからPDFファイルが閲覧できるよう努めていく。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価報告書は日本高等教育評価機構の示す評価基準に従って作成してきた。評価基準の変更後は新しい評価基準に対応させてきており、次回の改訂までは、受審の手引きに記載されているエビデンスや留意点を活用した記述を行っていく。

本学は平成4(1992)年には、近隣の他大学に先駆けて全学的に自己点検・評価活動を開始した。この年度に自己点検・評価の活動に必要な運営規約を制定し、実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し点検、改善作業を始めて以来、一定の周期を置きながらではあるが、活動を継続させてきた。自己点検・評価に必要な調査や資料・データの収集は各関係部署が行い事務局総務課で取りまとめ、結果を次年度の改善に活かしているが、この作業のためには十分な時間や調査方法の改良が必要となる。また、評価の結果の学内共有や社会への公表のより効果的な方法も検討していかなければ

ばならない。今後も「自己点検・評価推進特別委員会」と「大学教育研究開発センター」の連携により、毎年度の活動計画を綿密に立て、必要な現状把握のための十分な調査や資料・データの収集を行い、自己点検・評価を実施していく。また、学内共有と社会への公表も適切に行っていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

改善・改革活動の状況を PDCA サイクルに沿って継続的に把握するという観点から見ると、平成 20(2008)年に大学基準協会の認証を受けた後、教学的戦略的關係、管理運営の制度・組織關係、施設・環境關係の 3 つの領域にまたがる改革課題に基づいて (Plan)、

平成 21(2009)～23(2011)年に改善・改革を進め (Do)、それについて役職者会議、教授会、委員会が平成 23(2011)～25(2013)年に点検・評価作業を実施してきた (Check)。その総仕上げが大学基準協会による認証評価であると位置付けている。一連の自己点検・評価作業と大学基準協会による大学評価結果に基づいて、更にアクション(Action)を起こすシステムになっている。

Plan	Do	Check
建学の精神・大学の基本理念を学内外に示しているか。	東海学院大学の創設時の精神・理念を再確認し、伝統と栄光ある東海学院を取り戻し、継承する必要がある、	(2014 年学生入試より学祖を掲載し、学生募集活動において本学志望者に説明するとともに、AO 入試においてはチェック項目とするなどとしている。)
大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知しているか。	建学の精神・大学の基本理念の在学生への周知方法と共有化する必要がある。	(2014年度新入生より建学の精神・大学の基本理念を扱った「基礎ゼミナール I」がスタートした。)
創造性豊かな人材育成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとれているか。	教養教育の重要性を考慮し、本学の教養教育についての考え方を考える必要がある。	(2014年度より履修のてびきに「教養教育のめざすもの」設定)
教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の	学生のさまざまなニーズを考慮するだけでなく、保護者の要求を直接聞く機会やそ	(2014年度より担任制を導入し、学生の意見を直接機会を設けるとともに、保護者に授業を

要求に対応できるよう整備し、機能しているか。	それを日常的にくみ上げる制度をつくる必要性。	公開し、懇談会の場を設定)
教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されているか。	大学院の研究科・専攻の教育理念・目的・方針が教育課程や教育方法等に反映されるよう整備する必要性。	(2015年度より大学院の学則を学部から独立させるとともに教育課程を改正予定)
教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されているか。	さまざまな成績評価項目と基準をシラバスに具体的に設定し、評価比率を明確にする必要がある。 また、「卒業論文」「卒業研究」の配当が学科間で差があるため、学科の求める学習成果や実際の学習量との整合性の検討が必要。	(2013年度よりシラバス作成を検討し、2014年度「シラバスマニュアル」制定とともに履修の手引き「シラバス」を掲示予定、(2014年度カリキュラム改正)
教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行なわれているか。	GPA制度は現時点では、主に成績通知表への記載や履修指導や学習支援への活用に留まっており、検討が必要。 さまざまな調査活動に関して、組織的・総合的な観点での活用が不十分であるため、PDCAサイクルを組んだシステムを確立する必要がある。	教務課を中心に進行中
学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されているか。	「意見箱」の設置場所などが限定されているため、他の手段を含め、今以上に学生が意見を述べやすい環境の整備が望まれる。	(2014年度よりホームページ「学生生活課」で「学生提案制度」を設定)、(2014年度「入学前教育」実施)、(2014年度よりホームページ「教務課」に「面会・質問を希望する学生の皆さんへ」設定)
教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されているか。	医療系コースの設置に伴い、教科担当教員などの採用が望まれる。	(2013年度の教員採用より年次進行で有資格者及び科目担当教員を採用し、配置している)、(2014年「客員教授及び客員准教授よに関する規則」制定)
教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されているか。	教員昇格に関して、基準が明記されておらず、透明性の観点から、必要条件など具体的基準を明確にする必要がある。	(2008年「大学教員等の人気に関する規程」改正、2010年「大学教員等の人気に関する規程の運用に関する細則」、2014年「教育職員選考規則」改正、教務課・企画室において予備審査を実施し、役職者会議で審査)

教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされているか。	教員の教育研究活動を活性化するため、研究活動に関する制度を整備することが望まれる。	(2014年ホームページ「研究活動」掲載、それに伴い「研究活動にかかわる規程類」「科学研究費助成事業」「研究倫理」「利益相反」「研究費の適正な使用」を整備)
職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されているか。	職員年齢構成バランスに偏りがあるため、若手職員の採用及び次期リーダーの人材育成が必要。	(法人総務課で人事計画と育成計画を策定し進行中)
大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能しているか。自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されているか。	監事の職務がより円滑に遂行できる補助体制の整備が必要。	(2012年「運営協議会規則」改正、「内部監査規則」「監事監査規則」制定、2014年「自己点検評価規則」改正、「教育開発センター規則」制定)
大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。	学生ボランティア活動の拡充が見込まれるため、学生登録数を増加させるための工夫が望まれる。	(2015年度より「ボランティア活動単位の認定について」を設定を計画。)(公開講座、高等学校等へ出張講義、施設設備の開放)
社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされているか。	各種コンプライアンスに基づく、利益相反についての規定の整備が望まれる。	(2007年「動物実験委員会規程」「動物実験等の実施に関する基本方針」「動物実験委員会規程」改正、2011年「人を対象とする研究に関わる倫理審査細則」制定、2012年「研究活動に係る行動規範」制定、2014年「研究倫理基準」「研究倫理相談員に関する申し合わせ」制定、「研究倫理委員会規程」改正、)
大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。	研究紀要の質的向上に関しては、今後とも組織的に取り組み、更なる努力が望まれる。	(2015年「研究報告投稿規程」「研究年報投稿の手引き」「学術研究報告編集委員会規程」制定予定、「紀要投稿の手引き」改正)

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

教育の質を保証し、学修成果の適切な評価を基盤としたディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの実施のために、PDCA サイクルによる毎年度

の教育の改善をより強力に進めていく。

また、自己点検・評価推進特別委員会が改革・改善活動の状況をPDCAサイクルに沿って継続的に把握し、自己点検・評価を実施するプロセスにおいて、現状把握のための必要な調査や資料、データの収集についてよりの確かつ十分な手法を検討していく。

短期大学部を含めて全教職員にPDCAサイクルの重要性を浸透させ、それぞれの教育研究活動や管理運営などの大学の業務の改善や向上に繋がるように努めていく。

[基準4の自己評価]

本学では、教育研究活動の質の保証と改善を図るために、自主的な自己点検・評価を

実
施する体制を整備して、周期的に適切に実施しており、自らの点検・評価の結果を教育研究の改善や向上に繋げるPDCAサイクルの仕組みは有効に機能している。

現状把握のための必要な調査や資料、データの収集は適切に行い、これをもとに主に

認
証機関による設定基準項目に沿って点検・評価を行い、課題や問題の発見と改善策の立案、実施を行っている。また自己点検・評価の結果は、大学ホームページを通じて学内外に公表している。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 社会貢献

A-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(7) 大学施設の開放

本学は、講義室等の一般的な教室のほか、体育館や運動場等の体育関連施設および附属図書館を設けており、可能な限り広く地域社会に開放している。教室については、平成13(2001)年度より毎年「実用英語技能検定試験」の会場として貸与している。平成18(2006)年度には岐阜県介護支援専門員実務研修受講試験会場や、各務原市ソフトボール協会の審判員研修会会場としても利用された。

体育関連施設は、利用規定にしたがって学外者に施設を開放している。平成20(2008)年度は、体育館、テニスコート、多目的グラウンドを8団体が合計169日利用した。主にスポーツ連盟主催の学生大会会場や、クラブチームの練習場として利用されている。また、平成19(2007)年夏に新設した「多目的グラウンド」は近隣に珍しいフットサルができる施設であり、平成20(2008)年度は小中学生の各務原市長杯やFC岐阜主催のサッカー親子教室の会場として利用されている。

図書館における地域への開放施策としては、平成8(1996)年度より「図書館利用カード」の発行により学外者の利用が始められた。近年では、年間の入館者数は1,000人を超えるようになり、館外利用も平成20(2008)年度には約1,000冊の貸出冊数となってい

る。図書館併設の大セミナー室は、公開講座のほか近隣高等学校や地元企業等の研修等の利用にも供され、また大ホールは、東海芸術祭や大規模な公開講座、映画の試写会、演奏会等に幅広く利用され、地域の多くの人々がこれらの様々な催しに参加している。

(イ) 公開講座・出張講義

公開講座は、「東海学院大学公開講座規程」に基づき、「本学の教育研究の成果を広く市民に開放し、地域社会の教育と文化の向上に資する」ことを目的として、毎年概ね秋に4～5講座を無料で実施している。平成8(1996)年度からは岐阜市の生涯学習講座「長良川大学」や、各務原市の同「木曾川アカデミー」との連携のもとに実施し、地域住民の学習活動を総合的に支援する役割も担っている。公開講座の実施に当たっては、公開講座委員会が、企画、運営、広報等を担当している。

本学では、高校生向けに平成14(2002)年度から出張講義を行っている。平成18(2006)年度はテーマ数を講義系64、実験・体験系19とし、岐阜、静岡、愛知、福井各県の高校から44件の依頼があり、そのうち37件に講師を派遣した。平成19(2007)年度はさらにテーマ数を講義系73、実験・体験系22に充実させ、平成18(2008)年度に依頼された各県の高校のほか、京都、三重、長野県内の高校からも依頼を受けて、総依頼数39件のうち30件に講師を派遣、平成20(2008)年度も39件の依頼を受け、32件に講師を送った。

(ウ) 講演会・審議会等

大学の研究内容・成果等を社会に広く知らしめる手段の一つとして、各種講演会への派遣があげられる。これは住民における生涯学習の手だてともなっており、地域住民との協力関係が構築されている。平成18(2006)、平成19(2007)、平成20(2008)年度ともに、依頼された各種講演会等の講師は10数人、のべ40回近くに及ぶ。依頼内容は各学科の特徴を捉えたものが多く、福祉・子育て支援・保育・障害者関連・学校カウンセリング関連が多数を占める。

大学の知的・人間的資源を社会に還元するために、国や地方自治体との連携が必要とされるところであるが、本学では多くの教職員が個人の立場で省庁、地方自治体等の各種審議会・委員会委員の委嘱を受け、国・地方行政の施策に対する提言・助言を幅広く行い、その政策形成に大きく寄与している。平成18(2006)年度に依頼された数は20件近くに及び、平成19(2007)年度では30件以上になり、平成20(2008)年度ではさらに40件近くに増加している。

(エ) 心理相談室・スクールカウンセラーの派遣

大学院附属心理臨床センターに設置されている心理相談室は、臨床心理士及び相談研修員（臨床心理学専攻の大学院生）が地元や県内及び他県からの来談者の相談に応じている。また、大学院生の臨床心理実習の教育機関としての機能も有している。相談内容としては、子育て、発達障害、不登校及び引きこもり、いじめ、問題行動、家庭や職場の人間関係や各種精神症状などの悩みの相談が多い。相談件数は、平成16(2004)年度100件、平成17(2005)年度246件、平成18(2006)年度561件、平成19(2007)年度1008件、平成20(2008)年度1545件と、急速に増加している。

スクールカウンセラーの派遣事業は平成7(1995)年度より開始され、これまでに複数の臨床心理士等の有資格者が本学より県内や隣県の中学校等に派遣されてきた。平成

20(2008)年度は2人の教員が、岐阜市内と各務原市内の各中学校に、週1回4時間勤務している。なお、拠点校方式のため、校区の小学校での巡回相談も行っている。派遣校での心理面接を受けた保護者の中には、アセスメントや個別の継続的面接を求めて本学の心理相談室に来所する事例もみられる。

(オ) 地域食育サポートセンター

最近のものとしては、RDECをあげなければならない。これは平成19(2007)年度東海女子短期大学(現、東海学院大学短期大学部)に設置された後、平成20(2008)年度に健康福祉学部食健康学科が新設されたのを機に東海学院大学に移行した。

本センターは、「東海学院大学地域食育サポートセンター規程」に基づき、食育関連諸分野の地域貢献および教育研究に資する目的で活動している。地域貢献事業としては、「親子クッキング教室」(平成19(2007)年度4回、平成20(2008)年度3回)、「牛乳を使ったアイデア料理教室及びふれあい体験」(平成19(2007)年度)、地産食材のにんじんジャム製造・販売(平成19(2007)年度～平成20(2008)年度3回)を、岐阜県や各種外部団体からの支援・協力を得て実施した。地域に向けた食育事業としては、平成20(2008)年度本学において「第1回 東海学院大学健康福祉学部食健康学科開設記念フォーラム」を開催した。センター員の学外貢献としては、講演会等の講師など毎年度数件実施している。

東海女子短期大学食物栄養学科が平成15(2003年)年度から実施していた「岐阜地域産学官連携交流会(地産食材加工品の出展)」、および平成16(2004)年度から実施していた「高齢者福祉施設訪問(学生と教員)」は、平成20(2008)年度に本センターに受け継ぎ活動を継続している。また、大学内に平成20(2008)年度末、視聴覚機器、ネット接続機能と厨房を備えた地域開放型施設を設置した。

(2) A-1の自己評価

(7) 大学施設の開放

体育関連施設については、学内において体育実技等の授業やサークル活動に利用する中で、計169日に及ぶ学外利用があることは地域に対し大いに貢献しているものと評価できる。また、図書館についても、公開講座等による来学者に対して「図書館利用カード」を積極的に案内するなどの地道な活動を続けており、それが近年における学外者の利用者増に結びついているものと思われる。

(イ) 公開講座・出張講義

公開講座の企画は、公開講座委員会によって時宜を得たテーマ設定や、テーマに沿った講師選定、広報活動等の方針が審議され、教授会において決定されており、公開講座の趣旨に沿った立案、実施、評価の流れが確立しているといえる。平成8(1996)年度以降の受講者数は、180～450人で推移しており、平成20(2008)年度受講者の約70%以上が前年度までに参加したことがあるリピーターであることから、地域に広く認知された活動であることが分かる。

高校からは、総合学習の時間や進路指導の一環としての出張講義の希望が多いが、本学では高校生向けの出張講義の講義リスト冊子作成やホームページを通じての講義内容の公開しているため、年間数件程度、高校以外の地域社会からこのリストの中の講義を依頼され、地域における生涯学習支援の一助となっている。

(ウ)講演会・審議会等

外部機関からの本学教員に対する各種の講演依頼は、東海三県にとどまらず全国にわたっている。これは教員の専門性が全国的にみても高く評価され、各地からの講演依頼という形になっているものと思われる。特に教員の特殊な専門分野に関する土木・建築等への講演依頼も散見され、教員の専門分野が地域に広く認知されているものと判断されるが、民間からの依頼よりも自治体等からの講演依頼が多くなっている。また、不登校児問題など心に関する講演依頼が多いのは、本学の心理相談室等の実績が広く浸透しているからと考えられる。

教員個人レベルでの自主的な地域に対する貢献活動として、地域行政の各種審議会・委員会などに積極的に参画し、知的資産の提供を通して地域社会や地域行政に貢献している。年を追うごとに多くの依頼を受けているが、これは大学や各学科が作成したホームページなどにより、教員の専門分野がより広く知られるようになった結果が一因と思われる。

(エ)心理相談室・スクールカウンセラーの派遣

心理相談室の活動において、年々来談者の増加が続いており、現状のスタッフや相談体制では、対処が困難になりつつある。そのため昨年より、常勤や非常勤を問わず臨床心理士資格を持つ相談員の増員を図ると共に、受理体制や相談研修員へのスーパーヴィジョンを充実するなどの対策を試みているが、このまま来談者が増加を続けると、面接の質の低下を招く恐れもある。また、改善への取組みには、臨床心理学専攻の教員、心理臨床センターのスタッフ、相談室のスタッフの情報の共有と緊密な連携が不可欠であるが、現在のところ十分であるとは言えない。平成 20(2008)年の後半からは心理臨床センター会議が毎月開催されるようになったが、相談室会議や専攻会議の開催が少ないのも、情報の共有や連携不足の一因である。

スクールカウンセラーの派遣では、教師や親の、スクールカウンセラー制度についての理解やカウンセラーに対する信頼感が増し、深刻なケースの相談依頼や配置校での相談だけでなく、大学の相談室への面接依頼も年々増加しつつある。

(オ)地域食育サポートセンター

RDEC の活動は、その都度参加者から感想を得て自己評価に繋いでいる。たとえば、「親子クッキング教室」については、平成 20(2008)年度に報告会、学会及び研究会で評価を得た後、実践報告の纏めを東海学院大学短期大学部紀要第 34・35 号に掲載した。また、平成 20(2008)年度には RDEC の機関誌『地域食育研究』創刊号を刊行するとともに、各事業の様子を本センターのホームページで紹介している。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

(ア)大学施設の開放・公開講座

講義室等の教室、体育関連施設及び図書館の地域開放については、今後も利用規程等に則り、学内利用に支障のない範囲において積極的な対応を推進する。

公開講座については、平成 20 (2008) 年度の参加者に実施したアンケート結果から、参加者の内、約 15%は全講座に参加していることが分かった。これまで講座 1 回ごとに「受講証」を発行してきたが、次年度以降は、全回受講された方に対してのみ、その達

成感を味わっていただけるように「修了証」を発行することを計画している。今後も受講者の声をアンケート自由記述欄等から拾い上げ、講座のテーマや内容の設定、開催時期や時間等、公開講座の企画に生かしていく。

(イ) 講演会・審議会等

外部機関からの依頼による各種講演は、本学教員の多岐にわたる専門知識を社会に還元していく方策の一つである。

自治体等の各種審議会・委員会等の委員就任については、現在は教員の個人レベルでの貢献に頼っているが、今後は大学をあげて産官学連携の一翼を担えるように、地元を中心とした企業や自治体等に対する知的働きかけが重要になってくる。そのため、大学ホームページの充実を図り、フロントページから直接、教員の専門分野や研究内容、各種審議会・委員会等の委員への就任状況など、地域貢献・社会貢献の一覧ページにアクセスできるように変更を行い、本学の人的資源の存在を社会に情報提供していくシステムの整備を検討する。

(ウ) 心理相談室・スクールカウンセラーの派遣

心理相談室の相談件数が近年増加の一途にあることについて、相談の受理システムの改善や相談員の教育指導体制を整備することが必要であり、平成 20(2008)年度より取り組んでいる。具体的には、平成 20(2008)年の後半に心理臨床センターに副センター長を置くことが決まったことを受けて、平成 21(2009)年度からは、専攻会議と心理臨床センター会議と相談室会議を毎月開催し、三者が情報を共有して、緊密に連携できるように取り組むこととした。また、平成 19(2007)年度より指定大学院第一種認定を受け、社会的責務も重くなることから、大学院修了後に臨床心理士の資格を取得した者の、スクールカウンセラーに対する継続研修の場を設け、資質向上に努めており、今後も同様に実施していく。

(エ) 地域食育サポートセンター

RDEC の活動については、前述した各事業は継続運営の予定であるとともに、新たな地域密着型企画として、附属幼稚園等への「食育の支援」等の活動を計画している。